

頁	新	旧
表紙	<p data-bbox="548 542 918 646">設計積算資料 （森林土木関係）</p> <p data-bbox="515 989 940 1029">（適用基準日 令和8年4月1日）</p> <p data-bbox="571 1085 884 1212">山口県 農林水産部 農村整備課 技術管理班 森林整備課 治山林道班</p>	<p data-bbox="1478 534 1848 638">設計積算資料 （森林土木関係）</p> <p data-bbox="1433 1005 1881 1045">（適用基準日 令和7年10月1日）</p> <p data-bbox="1500 1125 1814 1204">農村整備課 技術管理班 森林整備課 治山林道班</p>

頁	新	旧																																																
P10	<p>■設計積算等基準類②（山口県）</p> <table border="1" data-bbox="407 421 1010 616"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>制改定</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道事業設計積算基準</td> <td>令和8年4月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山口県森林土木事業工事工種体系</td> <td>令和7年10月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山口県森林土木事業業務工種体系</td> <td>令和7年10月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林土木における県産木材利用マニュアル</td> <td>平成11年4月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林整備事業写真管理の手引き</td> <td>平成12年4月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林土木事業木材利用の手引き</td> <td>平成13年4月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>治山事業の手引き（設計施行編）</td> <td>令和8年4月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 設計書の様式 山口県森林土木設計積算システムによる様式を標準とする。ただし、森林整備課で別途定めた場合はこれによる。</p> <p>3 積算について (1) 労務単価 労務単価は山口県「森林土木労務・資材単価表」及び、「公共工事設計労務・資材単価表」（以下「県標準単価」という。）による。 県標準単価 — 森林土木・労務資材単価表（農村整備課HP参照）                   — 公共工事設計労務・資材単価表（技術管理課HP参照）</p> <p>(2) 資材単価 ア 資材単価は、別添1「設計計上資材単価決定要領」に従い単価を決定する。 イ 施工パッケージの基準材料単価の決定方法は（7）による。</p> <p>(3) 損料単価 ア 建設機械等損料は森林整備保全事業建設機械経費積算要領による。 イ 森林整備保全事業建設機械経費積算要領にない損料は、見積等により決定した単価を用いる。</p> <p>(4) 土木工事標準単価及び市場単価 土木工事標準単価及び市場単価の工種で設定条件が異なる場合は、見積等により単価を決定する。</p> <p>(5) 歩掛 ア 設計歩掛は、「森林整備保全事業標準歩掛」によることを原則とする。 イ 森林整備保全事業標準歩掛にないものは、山口県「設計標準歩掛表」国土交通省発行等の標準積算基準書及びその他省庁及び公団等が定めた基準類を参考とし、事業主管課と協議して使用する。 ウ 上記ア、イにない場合は、別添4「見積徴収歩掛決定要領」により歩掛を決定す</p>	名称	制改定	備考	林道事業設計積算基準	令和8年4月		山口県森林土木事業工事工種体系	令和7年10月		山口県森林土木事業業務工種体系	令和7年10月		森林土木における県産木材利用マニュアル	平成11年4月		森林整備事業写真管理の手引き	平成12年4月		森林土木事業木材利用の手引き	平成13年4月		治山事業の手引き（設計施行編）	令和8年4月		<p>■設計積算等基準類②（山口県）</p> <table border="1" data-bbox="1341 421 1944 616"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>制改定</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道事業設計積算基準</td> <td>令和7年10月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山口県森林土木事業工事工種体系</td> <td>令和7年10月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山口県森林土木事業業務工種体系</td> <td>令和7年10月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林土木における県産木材利用マニュアル</td> <td>平成11年4月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林整備事業写真管理の手引き</td> <td>平成12年4月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林土木事業木材利用の手引き</td> <td>平成13年4月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>治山事業の手引き（設計施行編）</td> <td>令和7年4月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 設計書の様式 山口県森林土木設計積算システムによる様式を標準とする。ただし、森林整備課で別途定めた場合はこれによる。</p> <p>3 積算について (1) 労務単価 労務単価は山口県「森林土木労務・資材単価表」及び、「公共工事設計労務・資材単価表」（以下「県標準単価」という。）による。 県標準単価 — 森林土木・労務資材単価表（農村整備課HP参照）                   — 公共工事設計労務・資材単価表（技術管理課HP参照）</p> <p>(2) 資材単価 ア 資材単価は、別添1「設計計上資材単価決定要領」に従い単価を決定する。 イ 施工パッケージの基準材料単価の決定方法は（7）による。</p> <p>(3) 損料単価 ア 建設機械等損料は森林整備保全事業建設機械経費積算要領による。 イ 森林整備保全事業建設機械経費積算要領にない損料は、見積等により決定した単価を用いる。</p> <p>(4) 土木工事標準単価及び市場単価 土木工事標準単価及び市場単価の工種で設定条件が異なる場合は、見積等により単価を決定する。</p> <p>(5) 歩掛 ア 設計歩掛は、「森林整備保全事業標準歩掛」によることを原則とする。 イ 森林整備保全事業標準歩掛にないものは、山口県「設計標準歩掛表」国土交通省発行等の標準積算基準書及びその他省庁及び公団等が定めた基準類を参考とし、事業主管課と協議して使用する。 ウ 上記ア、イにない場合は、別添4「見積徴収歩掛決定要領」により歩掛を決定す</p>	名称	制改定	備考	林道事業設計積算基準	令和7年10月		山口県森林土木事業工事工種体系	令和7年10月		山口県森林土木事業業務工種体系	令和7年10月		森林土木における県産木材利用マニュアル	平成11年4月		森林整備事業写真管理の手引き	平成12年4月		森林土木事業木材利用の手引き	平成13年4月		治山事業の手引き（設計施行編）	令和7年4月	
名称	制改定	備考																																																
林道事業設計積算基準	令和8年4月																																																	
山口県森林土木事業工事工種体系	令和7年10月																																																	
山口県森林土木事業業務工種体系	令和7年10月																																																	
森林土木における県産木材利用マニュアル	平成11年4月																																																	
森林整備事業写真管理の手引き	平成12年4月																																																	
森林土木事業木材利用の手引き	平成13年4月																																																	
治山事業の手引き（設計施行編）	令和8年4月																																																	
名称	制改定	備考																																																
林道事業設計積算基準	令和7年10月																																																	
山口県森林土木事業工事工種体系	令和7年10月																																																	
山口県森林土木事業業務工種体系	令和7年10月																																																	
森林土木における県産木材利用マニュアル	平成11年4月																																																	
森林整備事業写真管理の手引き	平成12年4月																																																	
森林土木事業木材利用の手引き	平成13年4月																																																	
治山事業の手引き（設計施行編）	令和7年4月																																																	

頁	新	旧
P26	<p>(6) その他</p> <p>ア 提出された見積りに不明な点がある場合は、当該見積提出者に確認を行うこと。          なお、その結果見積りに不備があることが判明した場合は、見積提出締切前であれば再提出を受け、見積提出締切後であれば、当該見積りは採用しないものとする。</p> <p>イ 伐採・集積・積込施工費やその他の施工費を歩掛ではなく単価として徴収した見積りの取扱については、「設計計上資材単価決定要領4（3）イ」により算出した平均値平均単価を採用すること。</p> <p>ウ 平均値の直下とは、平均値に一番近い平均値以下の値を指す。（平均値と同じ値の歩掛がある場合は、その歩掛を採用する。）</p> <p>4 諸雑費の取扱い</p> <p>(1) 諸雑費の計上          見積りに諸雑費を計上する必要がある場合は、その計上は認めるが、諸雑費として計上する内容や、諸雑費の根拠（諸雑費の率及び対象となるもの（労務費、機械経費、材料費等））を明記させること。          なお、材料費が諸雑費の対象となり、見積書に材料費が記載されている場合の取扱いは、上記3（4）と同様とする。</p> <p>(2) 諸雑費による端数処理方法</p> <p>ア 諸雑費率を計上するもの          単位数量当りの代償表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。</p> <p>イ 端数処理のみの場合          単位数量当りの代償表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。</p> <p>5 その他留意事項</p> <p>(1) 業務関係歩掛見積りの単価表の合計金額の端数処理について          原則として端数処理は行わない。</p>	<p>(6) その他</p> <p>ア 提出された見積りに不明な点がある場合は、当該見積提出者に確認を行うこと。          なお、その結果見積りに不備があることが判明した場合は、見積提出締切前であれば再提出を受け、見積提出締切後であれば、当該見積りは採用しないものとする。</p> <p>イ 施工費を歩掛ではなく単価として徴収した見積りの取扱については、「設計計上資材単価決定要領4（3）イ」により算出した平均値平均単価を採用すること。</p> <p>ウ 平均値の直下とは、平均値に一番近い平均値以下の値を指す。（平均値と同じ値の歩掛がある場合は、その歩掛を採用する。）</p> <p>4 諸雑費の取扱い</p> <p>(1) 諸雑費の計上          見積りに諸雑費を計上する必要がある場合は、その計上は認めるが、諸雑費として計上する内容や、諸雑費の根拠（諸雑費の率及び対象となるもの（労務費、機械経費、材料費等））を明記させること。          なお、材料費が諸雑費の対象となり、見積書に材料費が記載されている場合の取扱いは、上記3（4）と同様とする。</p> <p>(2) 諸雑費による端数処理方法</p> <p>ア 諸雑費率を計上するもの          単位数量当りの代償表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。</p> <p>イ 端数処理のみの場合          単位数量当りの代償表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。</p> <p>5 その他留意事項</p> <p>(1) 業務関係歩掛見積りの単価表の合計金額の端数処理について          原則として端数処理は行わない。</p>

# 設 計 積 算 資 料

( 森 林 土 木 関 係 )

(適用基準日 令和8年4月1日)

山口県 農林水産部

農村整備課 技術管理班

森林整備課 治山林道班

( 空 白 )

## 標準歩掛等の見方・留意点について

### 1. 標準歩掛等の主な見方・留意点

治山林道必携（積算・施工編）の「森林整備保全事業標準歩掛」及び「森林整備保全整備事業施工パッケージ積算方式の基準」（以下、「標準歩掛等」という。）では、工種ごとに、「適用範囲」、「施工概要」、「施工パッケージ」、「施工歩掛」等で構成され、「施工パッケージ」を用いる場合と、「歩掛」を用いる場合を混在して掲載してある。

本資料では、標準歩掛等の代表的な項目についての見方・留意点を記載する。

#### (1) 適用範囲

各工種において本標準歩掛等を適用出来る施工条件、構造物の形式、規格等の範囲を箇条書きで、「適用出来る範囲」、「出来ない範囲」別に掲載してあるので十分確認すること。

なお、工種によっては「適用出来る範囲」のみ掲載してある。

#### (2) 施工概要

各工種における施工フロー及び基準書の対応範囲が二重実線又は実線で表示してある。

標準歩掛等が対応している範囲をフロー図及び注意書きで十分確認すること。

#### (3) 条件区分

施工パッケージの場合は、積算の簡素化を目的として、積上積算方式における「実数入力」条件を過去の実績により区分設定をし、積算条件区分一覧として掲載してある。（施工パッケージ以外についてはそれぞれの項目で個別に掲載）

なお、注意書きの内容には、「これにより難しい場合は、別途考慮する」、「〇〇により別途計上する」等基準に含まれる範囲、含まれない範囲が掲載してあるので十分確認すること。

#### (4) 代表機労材規格（施工パッケージの場合）

標準歩掛等に掲載してある代表機労材規格一覧は標準単価に含まれる代表的なものを掲載している。なお、一覧に掲載されていなくても施工パッケージ型積算方式標準単価表においては、当該パッケージを構成する機労材の規格を掲載している。同表は林野庁HPで公表している。（「林野庁 施工パッケージ」で検索して下さい。）

#### (5) 各項目共通事項（上記以外の標準歩掛等掲載項目も含む）

- ①積算にあたっては、標準歩掛等の適用範囲と施工条件、構造物の形式、規格等が現場条件に整合しているか十分確認し、整合しない場合は見積り等により現場条件にあった積算とすること。
- ②標準歩掛等が対応している範囲に施工内容が含まれるか否か等十分確認し、必要な作業を計上すること。
- ③注意書き等に「これにより難しい場合は、別途“考慮”する」と掲載してある場合は、各工事の現場状況等に応じ計上の要否について判断する。計上の必要がある場合、当該施工パッケージや歩掛は適用せず、別途、見積り等により現場条件に整合した積算を行うこと。
- ④注意書き等に「〇〇により別途“計上”する」と掲載してある場合は当該施工パッケージや歩掛に加えて他工種の対応する歩掛等により計上すること。

### 2. その他留意事項

- (1) 現場において標準歩掛等に掲載してある条件での施工が困難な場合は、標準歩掛等の適用が適切かどうか再度、現地条件等をよく確認すること。

- (2) 材料や機材が搬入・搬出可能か確認すること。
- (3) 施工にあたって障害物や夜間施工がないか確認すること。
- (4) 積算条件は設計図書（数量総括表等）、参考資料等において適宜条件明示を行うこと。
- (5) 特に着目すべき点について、次頁以降に下線及び文字囲いを追記した事例を参考として掲載するので適宜確認すること。

事例 1 (施工パッケージ)

②4-1 函渠工 (1)

適用出来る範囲, 出来ない範囲別に記載。

構造が異なる場合, 施工効率が変わるため, 当該施工パッケージは使用出来ない。

1. 適用範囲

本資料は, 函渠工 (現場打カルバート工) の施工に適用する。

1-1 適用出来る範囲

1-1-1 函渠工 (以下のいずれかの条件に該当する場合)

- (1) 土被り範囲 9m 以下で 1 層の現場打ちボックスカルバート (アーチ・門型等形状は問わない)
- (2) 土被り範囲 9m 以下で 1 層 2 連の現場打ちボックスカルバート
- (3) コンクリート打設機械からの圧送管延長距離が 340m 以下の場合

1-2 適用出来ない範囲

- (1) 河川工事で施工する樋門・樋管, 水路等
- (2) アーチ型の場合で, 支保にセントルを使用する場合

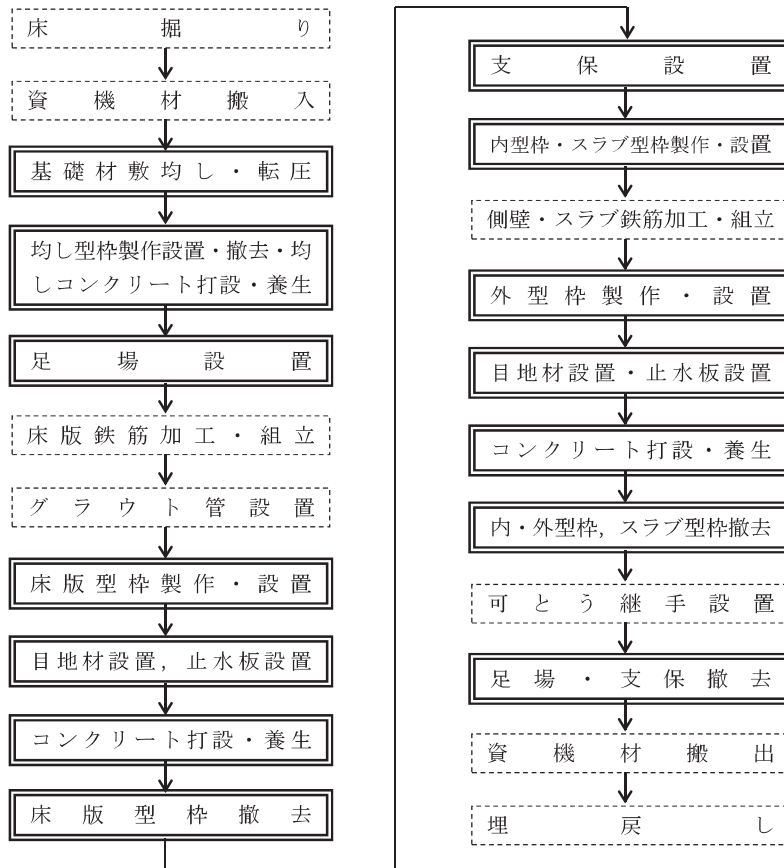
また, 本項の適用を外れる現場打カルバート工については, 函渠工 (2) を適用する。

2. 施工概要

2-1 施工フロー

施工フローは, 下記を標準とする。

適用出来る範囲における, 標準的な流れを示している。



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは, 二重実線部分のみである。  
 2. 基礎材敷均し・転圧, 均し型枠製作設置・撤去・均しコンクリート打設・養生, 目地材設置, 止水板設置は, 必要に応じて計上する。

基準書が対応している範囲をフロー図及び注意書きより十分確認すること。

3. 施工パッケージ

3-1 函渠

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

施工パッケージの積算条件区分と施工内容、積算単位が適合するか十分確認する。

表3.1 函渠 積算条件区分一覧

(積算単位：m3)

コンクリート 規格	内空寸法 (幅×高さ)m	養生工の 種類	基礎砕石 の有無	均しコンクリート の有無	目地・止水板 の有無	圧送管延長距離区分
(表3.2)	(表3.3)	一般養生・ 特殊養生 (練炭・ ジェットヒータ)	有り	有り	有り	延長無し
						110m 未満
						110m 以上 220m 未満
						220m 以上 340m 以下
					無し	延長無し
						110m 未満
			110m 以上 220m 未満			
			220m 以上 340m 以下			
			無し	有り	延長無し	
					110m 未満	
					110m 以上 220m 未満	
				無し	延長無し	
		110m 未満				
		110m 以上 220m 未満				
		無し	有り	有り	延長無し	
					110m 未満	
					110m 以上 220m 未満	
					220m 以上 340m 以下	
				無し	延長無し	
					110m 未満	
			110m 以上 220m 未満			
			220m 以上 340m 以下			
			無し	有り	延長無し	
					110m 未満	
110m 以上 220m 未満						
無し	延長無し					
	110m 未満					
	110m 以上 220m 未満					
220m 以上 340m 以下						

(表3.2)	(表3.3)	特別な養生 (仮囲い内ジェットヒータ)	有り	有り	延長無し	
					110m 未満	
					110m 以上 220m 未満	
					220m 以上 340m 以下	
				無し	延長無し	
					110m 未満	
					110m 以上 220m 未満	
					220m 以上 340m 以下	
				無し	有り	延長無し
						110m 未満
					無し	延長無し
						110m 未満
			無し	有り	延長無し	
					110m 未満	
					110m 以上 220m 未満	
					220m 以上 340m 以下	
				無し	有り	延長無し
						110m 未満
					無し	延長無し
						110m 未満
				有り	有り	延長無し
						110m 未満
					無し	延長無し
						110m 未満
有り	有り	延長無し				
		110m 未満				
	無し	延長無し				
		110m 未満				
<p>基準書が対応している範囲に施工内容が含まれるか否か等十分確認し、必要な作業を計上すること。</p>						
<p>注意書き等に「これにより難い場合は別途考慮する」と記載してある場合は、各工事の現場状況等に応じ計上の要否について判断する。計上の必要がある場合、当該施工パッケージや歩掛は適用せず、別途、見積り等により現場条件に整合した積算を行うこと。</p>						
<p>(注) 1. 上表は、現場打函渠(ボックスカルバートの1層2連まで、土被りが9m以下)のコンクリート基礎、砕石、手摺先行型枠組足場、支保、型枠(はく離剤塗布及びケレン作業含む)、養生(一般養生、特殊養生(ジェットヒータ)、仮囲い内ジェットヒータ養生)、圧送管の組立・撤去、目地材、止水板、目地・止水板の有無は別表参照、必要全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。ただし、化粧型枠、冬期の施工時の特別な足場は含まない。</p> <p>2. 設計数量は、ウイング、段落ち防止用枕を含む本体コンクリートの数量とする。</p> <p>3. 基礎形式は、直接基礎・杭基礎のいずれも適用出来る。</p> <p>4. コンクリートの材料ロスを含む。(標準ロス率は、+0.02)</p> <p>5. 「特別な養生(仮囲い内ジェットヒータ)」の場合には「手摺先行型枠組足場」費用は含んでいない。「第Ⅱ編第5章仮設工③-2雪寒仮囲い工」により別途計上する。</p> <p>6. 基礎砕石の敷均し厚は、20 cm 以下を標準としており、これにより難い場合は別途考慮する。</p> <p>7. 化粧型枠を使用する場合は、加算費用を、「第Ⅱ編第4章コンクリート工②-1型枠工3-2化粧型枠」により別途計上する。</p> <p>8. 基礎砕石、均しコンクリートの材料は、種類・規格にかかわらず適用出来る。</p> <p>9. 目地・止水板の構造は、I型を標準としており、I型以外の構造の目地・止水板を使用する場合は、目地・止水板の有無は別表参照、別途計上する。</p> <p>10. 可とう継手、取替式、ボグラウト管等を施工する場合は、別途計上する。</p> <p>11. 防水工・防水層保護工の場合は、「第Ⅳ編第4章共同溝工①-2共同溝工(2)」により別途計上する。</p>						
<p>注意書き等に「〇〇により別途“計上”する」と掲載してある場合は当該施工パッケージや歩掛に加えて他工種の対応する歩掛等により計上すること。</p>						

12. 手摺先行型枠組足場には、二段手摺及び幅木の機能を有している。
13. 作業範囲(30m)を超えて圧送管を延長する場合は、超えた部分の延長距離を 110m 未満, 110m 以上 220m 未満, 220m以上 340m以下から該当する区分を選択する。

表3.2 コンクリート規格

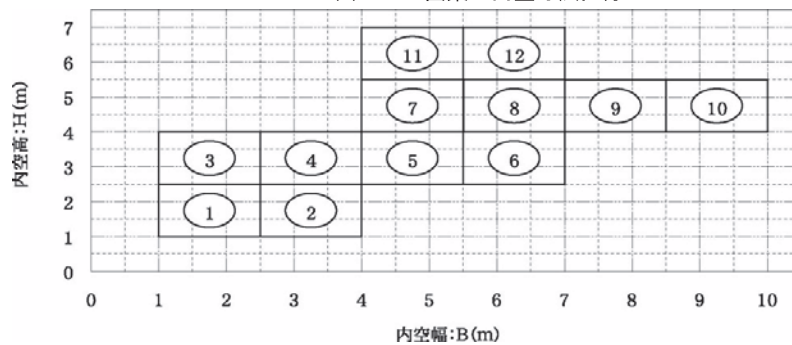
積算条件	区分
コンクリート規格	21-8-25(20)(普通)
	24-8-25(20)(普通)
	21-8-40(普通)
	24-8-40(普通)
	21-8-25(20)(高炉)
	24-8-25(20)(高炉)
	21-8-40(高炉)
	24-8-40(高炉)
	21-8-25(早強)
	24-8-25(早強)
	各種

表3.3 内空寸法

積算条件	区分
内空寸法 (幅×高さ)	① 幅：1.0以上2.5未満かつ高さ：1.0以上2.5未満
	② 幅：2.5以上4.0以下かつ高さ：1.0以上2.5未満
	③ 幅：1.0以上2.5未満かつ高さ：2.5以上4.0以下
	④ 幅：2.5以上4.0未満かつ高さ：2.5以上4.0以下
	⑤ 幅：4.0以上5.5未満かつ高さ：2.5以上4.0未満
	⑥ 幅：5.5以上7.0以下かつ高さ：2.5以上4.0未満
	⑦ 幅：4.0以上5.5未満かつ高さ：4.0以上5.5未満
	⑧ 幅：5.5以上7.0未満かつ高さ：4.0以上5.5未満
	⑨ 幅：7.0以上8.5未満かつ高さ：4.0以上5.5以下
	⑩ 幅：8.5以上10.0以下かつ高さ：4.0以上5.5以下
	⑪ 幅：4.0以上5.5未満かつ高さ：5.5以上7.0以下
	⑫ 幅：5.5以上7.0以下かつ高さ：5.5以上7.0以下

右記区分に該当しているか十分確認すること。

図3-1 函渠工内空寸法区分



1層2連の場合の考え方は、下表のとおりである。

表3.4 1層2連の場合

	適用する積算条件区分
同一断面の場合	1連分のB, Hで決定
異形断面の場合	大きい断面のB, Hで決定

(2) 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表3.5 函渠 代表機材規格一覧

項目	代表機材規格		備考
機械	K 1	コンクリートポンプ車 [トラック架装・ブーム式] 圧送能力 90~110m <sup>3</sup> /h	
	K 2	ジェットヒータ 126MJ/h (30,100kcal/h)	・仮囲い内ジェットヒータの場合 ・賃料
	K 3	発電発電機 [ディーゼルエンジン駆動] 定格容量 (50/60Hz) 2.7/3kVA	仮囲い内ジェットヒータの場合
労務	R 1	型わく工	
	R 2	普通作業員	
	R 3	土木一般世話役	
	R 4	とび工	
材料	Z 1	生コンクリート 高炉 24-8-25(20) W/C 55%	
	Z 2	軽油 1.2号 バトロール給油	
	Z 3	灯油 白灯油 業務用 ミニローリー	仮囲い内ジェットヒータの場合
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

3-2 鉄筋工

鉄筋工は、「第VI編第2章市場単価①鉄筋工」により別途計上する。

ここに記載がなくても適用範囲、積算条件区分等適用条件を満たし、かつ「施工パッケージ型積算方式標準単価表」に記載している機種で現場施工が可能な場合は適用可能。

事例 2 (施工パッケージ以外)

①-4 コンクリート法枠工

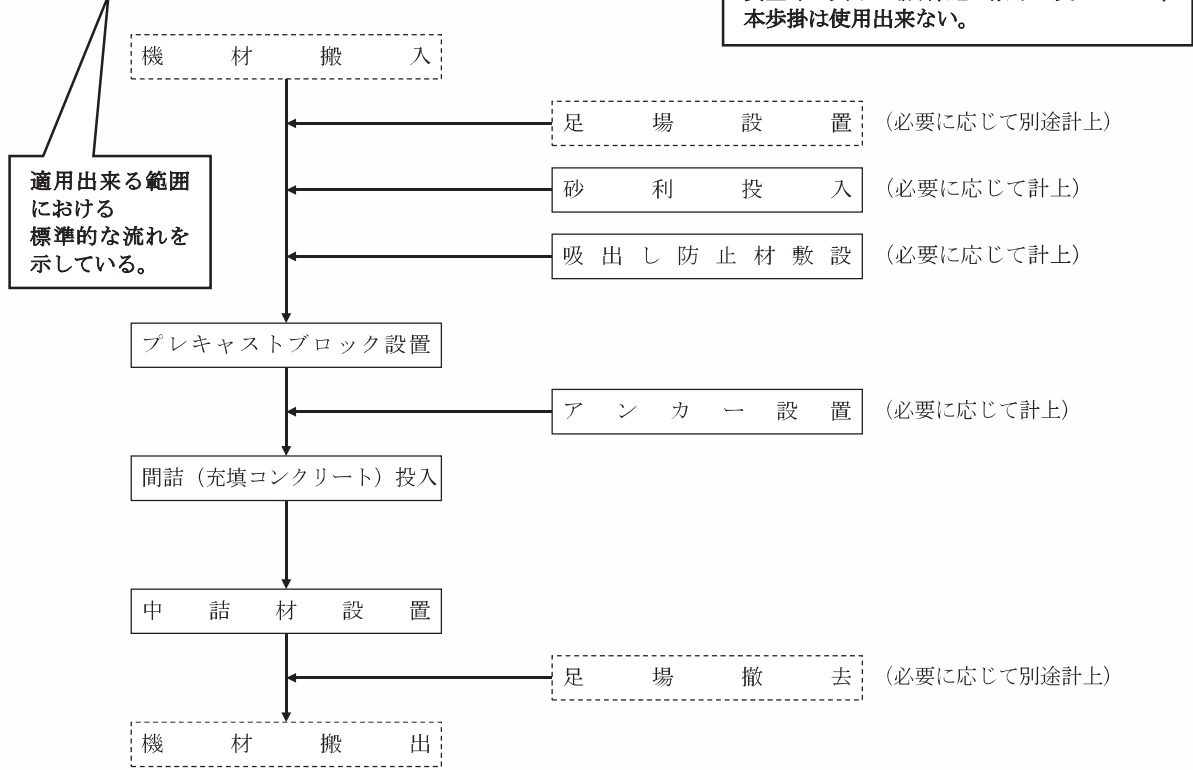
1. プレキャスト法枠工

1-1 適用範囲

本資料は、プレキャストブロック（質量1,400kg未満/個）による法枠工に適用する。

1-2 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

図1-1 施工フロー

基準書が対応している範囲をフロー図及び注意書きより十分確認すること。

1-3 機種 の 選 定

機械・規格は、次表を標準とする。

表1.1 機種 の 選 定

作業種別	機 械 名	規 格	単 位	数 量	摘 要
プレキャストブロック設置 中 詰 材 設 置	ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 25t吊	台	1	
中 詰 材 設 置	バックホウ (クローラ型)	標準型・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )	〃	1	

(注) 1. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。  
2. 現場条件により上表により難しい場合は、別途考慮する。

機種 の 選 定 の (注) も 十分 確 認 す る こ と 。

この機械規格での施工が困難でないか、現場条件を十分確認すること。

## 1 設計積算等基準類

森林土木事業等に係る設計積算にあたっては、林野庁等が制定した下記基準類を適用することとするが、これらに無いものについては他省庁・公団等が定めた基準類を使用するものとする。

### ■設計積算等基準類①（林野庁・関係団体）

名称	発行年月	備考
治山技術基準（総則・山地治山編）の解説・参考	令和6年2月	
〃 解説 地すべり防止編	R6.2.9改正（※1）	出版物無
〃 解説 保安林整備編	R6.2.9改正（※1）	出版物無
〃 解説 防災林造成編	令和4年6月	
林道規程－運用と解説－ 令和3年版	令和3年12月	
平成30年版 治山必携（法令通知編）	平成30年3月	
平成21年版 林道必携（法令通達編）	平成21年9月	
令和4年版 林道必携（技術編）	R6.3.29改正（※1）	出版物無
令和7年版 治山林道必携（積算・施工編）	令和7年9月	（※2）
令和7年版 治山林道必携（調査・測量・設計編）	令和7年9月	
森林土木構造物標準設計 擁壁編	平成18年10月	
森林土木構造物標準設計（標準設計解説書）	平成9年3月	
治山ダム・土留工断面表	平成11年9月	
森林土木工事安全施工技術指針	平成29年11月	
森林土木工事安全施工技術マニュアル	平成14年7月	
森林土木事業施工管理写真マニュアル	平成14年12月	
令和3年版 森林土木木製構造物施工マニュアル 林野庁監修	令和3年7月	
森林土木構造物標準設計（コンクリート管技術資料）	平成14年4月	
森林土木構造物標準設計 橋台編	平成16年3月	
森林土木木製構造物設計等指針	平成16年6月	
森林土木木製構造物設計等指針の解説	平成16年6月	

（※1）林野庁 HP [https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/kizyun/gijutu\\_kijun.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/kizyun/gijutu_kijun.html)

（※2）令和7年版 治山林道必携（積算・施工編）のうち、設計変更のガイドライン等と同様の取扱いを県で作成している場合は、県作成分を優先的に適用するものとする。

■設計積算等基準類②（山口県）

名称	制改定	備考
林道事業設計積算基準	令和 8 年 4 月	
山口県森林土木事業工事工種体系	令和 7 年 10 月	
山口県森林土木事業業務工種体系	令和 7 年 10 月	
森林土木における県産木材利用マニュアル	平成 11 年 4 月	
森林整備事業写真管理の手引き	平成 12 年 4 月	
森林土木事業木材利用の手引き	平成 13 年 4 月	
治山事業の手引き（設計施行編）	令和 8 年 4 月	

2 設計書の様式

山口県森林土木設計積算システムによる様式を標準とする。ただし、森林整備課で別途定めた場合はこれによる。

3 積算について

(1) 労務単価

労務単価は山口県「森林土木労務・資材単価表」及び、「公共工事設計労務・資材単価表」（以下「県標準単価」という。）による。

県標準単価 ——— 森林土木・労務資材単価表（農村整備課HP参照）  
                               └── 公共工事設計労務・資材単価表（技術管理課HP参照）

(2) 資材単価

ア 資材単価は、別添1「設計計上資材単価決定要領」に従い単価を決定する。

イ 施工パッケージの基準材料単価の決定方法は（7）による。

(3) 損料単価

ア 建設機械等損料は森林整備保全事業建設機械経費積算要領による。

イ 森林整備保全事業建設機械経費積算要領にない損料は、見積等により決定した単価を用いる。

(4) 土木工事標準単価及び市場単価

土木工事標準単価及び市場単価の工種で設定条件が異なる場合は、見積等により単価を決定する。

(5) 歩掛

ア 設計歩掛は、「森林整備保全事業標準歩掛」によることを原則とする。

イ 森林整備保全事業標準歩掛にないものは、山口県「設計標準歩掛表」国土交通省発行等の標準積算基準書及びその他省庁及び公団等が定めた基準類を参考とし、事業主管課と協議して使用する。

ウ 上記ア、イにない場合は、別添4「見積徴収歩掛決定要領」により歩掛を決定す

ることを原則とする。

(6) 数量の取扱について

ア 数量算出方法

治山林道必携（積算・施工編）、治山事業の手引き（設計施行編）、林道事業設計積算基準によること。

イ 金額の単位

森林整備保全事業設計積算要領〈参考基準等〉第2設計書の単位（金額）による。

ウ 数量の単位、位どり

森林整備保全事業設計積算要領〈参考基準等〉別表主要項目の数値基準等による。

(7) 施工パッケージ

ア 標準単価（東京17区における基準年月日【令和6年4月】の標準的な単価）

林野庁のウェブサイトに掲載されている「標準単価（令和7年4月適用）」による。

URL: [http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan\\_kijun.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html)

イ 積算単価（工事地区、発注時期に応じて標準単価を補正して算出する単価）

有効数字4桁とし、5桁目以降切り上げとする。

ウ 基準単価

国土交通省国土技術政策総合研究所のウェブサイトに掲載されている「代表材料規格等の基準単価作成方法について（令和7年度4月適用分）」による。

4 設計積算上の留意事項

(1) 変更設計に使用する単価について

原則として当初設計に使用した単価期によるものとする。

(2) 山林砂防工の適用について

森林整備保全事業標準歩掛の留意事項の適用により普通作業員、山林砂防工を採用する。具体例は、別添6「山林砂防工の適用範囲について」とする。

なお、山林砂防工の適用にあたっては各事業主管課と協議すること。

(3) 建設副産物及び再生資源について

ア 森林土木設計積算システムにおいて、処分費を登録単価（Fコード）により計上する場合は、特殊集計区分欄に「9」を入力すること。

(4) 排出ガス対策型建設機械の取扱いについて

ア 主要機械については、排出ガス対策型の使用を標準として積算を行う。

(5) 業務委託の設計積算について

ア 設計歩掛は、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領」によることを原則とする。

イ その他の取扱いは「別添5 標準歩掛の細部取扱いについて(県独自基準)「森林備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務」による。

(6) 歩掛等適用基準日の取扱いについて

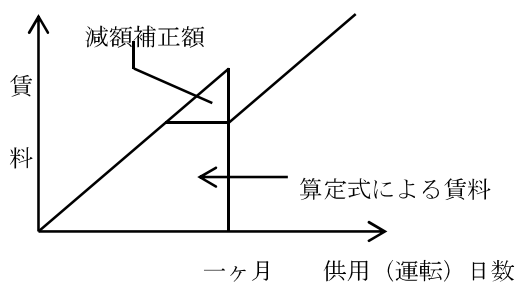
歩掛及び各種単価の適用基準日は原則として下表のとおりとする。

入札種別	適用基準日
①条件付一般競争入札（事前審査方式（③を除く））	入札公告日
②条件付一般競争入札（事後審査方式）	入札公告日
③条件付一般競争入札（事前審査方式）で 入札参加者から見積を徴収する場合	入札参加資格審査結果 （適合・非適合）通知日
①②③以外	指名通知日

※歩掛及び各種単価の改訂時期については、各々の定めによる。

5 建設機械等賃料積算基準の取扱いについて

(1) 長期の賃貸に係る割引が設定されている機種の賃料に係る賃料の補正については、次の方法により行うものとする。



(2) 自走式クレーンを夜間作業（22時から翌朝5時まで）で使用する場合には、以下の算式により補正するものとする。

$$\text{基準賃料} = \text{「1日あたり作業料金」} \times \text{運転日数} \times (1 + \alpha h / H)$$

ただし、 $\alpha$ ：夜間割増率（物価資料等を参考に計上する）

$h$ ：夜間作業時間

$H$ ：総作業時間

なお、夜間割増はトラッククレーン、ラフテレーンクレーン、クローラクレーンに適用し、その他の機械には適用しない。

(3) トラッククレーン、ホイールクレーンの回送費

自走式クレーンの運搬費のうち、トラッククレーン及びホイールクレーンの自走による回送が片道30kmを超える場合は、次式により算定し、別途計上するものとする。

回送費(片道) = 市場価格 × 回送日数

ただし、回送日数は、次の表による。

回送距離(片道)	30km超 54km未満	54km以上 70km未満	70km超 84km未満
回送日数	0.1	0.2	0.3

6 諸雑費及び端数処理の取扱い

(1) 諸雑費

ア 諸雑費の定義

当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

イ 代価表

(ア) 代価表(歩掛表に諸雑費率があるもの)

単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

(イ) 代価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合)

単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

(ウ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。

ウ 内訳表

諸雑費は計上しない。

(2) 端数処理

ア 施工代価表の各構成要素の数量 × 単価 = 金額は円単位とし、円未満は切り捨てる。

イ 本工事内訳表及び工種明細表の各構成要素の数量 × 単価 = 金額は円単位とし、円未満は切り捨てる。

ウ 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第3位までとし、4位以下を四捨五入する。

エ 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

オ 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

カ 工事価格は、1,000円単位とする。工事価格の1,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「設計積算要領第6-1-(3)一般管理費等及び消費税等相当額」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の1,000円未満の金額を除いた額を計上する。

**【添付資料】**

- 別添 1 設計計上資材単価決定要領
- 別添 2 資材単価決定フロー
- 別添 3 採用地区の優先順位と物価資料掲載地区パターン
- 別添 4 見積徴収歩掛決定要領
- 別添 5 標準歩掛の細部取扱いについて(県独自基準)  
「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務」
- 別添 6 山林砂防工の適用範囲について
- 別添 7 積算参考歩掛（１）～（６） 独自歩掛
- 別添 8 森林土木工事における積算基準類（歩掛）・単価の改定について
- 別添 9 施工パッケージ型積算方式における単価の算出方法  
《山口県森林土木設計積算システムの場合》
- 添付 1 0 工期の設定について
- 添付 1 1 通勤補正について

## 設計計上資材単価決定要領

### 1 適用

この要領は、山口県の施行する森林土木工事の積算に用いる資材単価の決定に適用する。  
ただし、工事の規模、工種、施工箇所、施工条件及び他の要因により、この要領により  
がたい場合は、事前に事業主管課と協議のうえ別途運用することができるものとする。

### 2 用語の定義

- (1) 物価資料…(一財)建設物価調査会発行の「月刊建設物価」(Web 建設物価)「季刊  
土木コスト情報」(土木工事標準単価を含む)並びに(一財)経済調査  
会発行の「月刊積算資料」(積算資料電子版)「季刊土木施工単価」(土  
木工事標準単価を含む)をいう。
- (2) 見積書…メーカー、商社等から見積を徴収したものをいう。

### 3 資材単価の種類

- (1) 県標準単価・・・「森林土木労務・資材単価表」及び、「公共工事設計労務・資材  
単価表」に掲載している単価をいう。
- (2) 物価資料掲載単価・・・2 (1) に掲載されている単価をいう。
- (3) 見積単価・・・(1) ～ (2) 以外で、2 (2) により決定する単価をいう。

### 4 資材単価の決定方法 (別添2「資材単価決定フロー」参照)

資材単価の決定は、次の方法で行うものとし、単価には、消費税等相当分を含まないも  
のとする。

#### (1) 県標準単価による場合 (県標準単価)

価格の採用にあたっては、「森林土木労務・資材単価表」及び、「公共工事設計労務・  
資材単価表」の各資材分類における留意事項等を確認のうえ採用する。

特に、資材の受け渡しに関しては下記に留意すること。

1. 分類ごとの留意事項等に資材受け渡しに関する特記事項がないものについて  
は、陸上運搬の現場持ち込み価格である。
2. 現場海上渡しの資材を除き、別添資材の海上運搬を伴うものについては、必  
要に応じてその費用を加算することができるものとする。

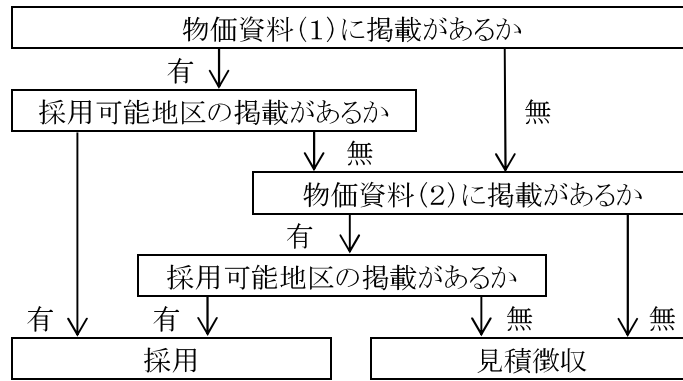
#### (2) 物価資料による場合 (物価資料掲載単価)

##### ア 物価資料掲載単価の採用誌について

物価資料の採用誌については、以下のフローによるものとする。

物価資料(1)は優先的に使用する物価資料とし、物価資料(2)は物価資料(1)  
とは別のもう一方の物価資料とする。また、採用可能地区はイによるものとする。  
なお、優先的に使用する物価資料については、山口県技術管理課のウェブサイト  
に掲載する。

[URL:https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/tanka/kouhyou-tanka.html](https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/tanka/kouhyou-tanka.html)



イ 物価資料掲載単価の採用可能地区について

- [1] 旧市町村単位の掲載のある資材は、工事箇所のある地区を採用する。
- [2] [1]以外の資材の優先順位は次のとおりとする。

事務所所在地 → 県内の最寄りの都市 → 中国 → 全国 → 広島

ただし、コンクリート二次製品については、上記の「広島」は採用しない。

なお、「事務所所在地 → 県内の最寄りの都市」の発注機関別の選定（優先順位）は、別添3により設定した下表のとおりとする。

発注機関	優先順位
岩国農林水産事務所	周南→山口→下関
柳井農林水産事務所	周南→山口→下関
周南農林水産事務所	周南→山口→下関
山口農林水産事務所 (工事箇所が防府市の場合)	防府→山口→周南→下関
山口農林水産事務所 (工事箇所が山口市の場合)	山口→周南→下関
美祢農林水産事務所	宇部→山口→下関→周南
下関農林事務所	下関→山口→周南
長門農林水産事務所	長門→山口→下関→周南
萩農林水産事務所	萩→山口→周南→下関

- [3] 上記以外の地区単価は原則採用せず、見積徴収により定める。

ウ 物価資料掲載単価の採用月号

下表のとおりとする。

入札公告及び指名通知日	採用月号	入札公告及び指名通知日	採用月号
4月 1日以降	3月号/冬号	10月 1日以降	9月号/夏号
5月 1日以降	4月号/冬号	11月 1日以降	10月号/夏号
6月 1日以降	5月号/冬号	12月 1日以降	11月号/夏号
7月 1日以降	6月号/春号	1月 15日以降	12月号/秋号
8月 1日以降	7月号/春号	2月 1日以降	1月号/秋号
9月 1日以降	8月号/春号	3月 1日以降	2月号/秋号

エ 「季刊土木コスト情報」「季刊土木施工単価」掲載の土木工事標準単価

適用範囲に合致する場合に使用できるものとするが、掲載単価に小数点以下の端数がある場合は端数処理せずに使用すること。ただし、補正や単位換算のための係数を乗じる場合は5(3)によること。

【注意事項】

- ・物価資料の掲載価格には、卸売価格～小口価格があるが、原則として卸売価格又は大口需要者価格を採用する。
- ・公表価格として掲載している資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。
- ・価格の採用にあたっては、記載されている注意事項を確認のうえ採用すること。
- ・積算に使用する鉄鋼価格は、設計標準歩掛表（土木建築部）又は別途定めのある場合を除き、市中価格を採用するものとする。

(3) 見積書により決定する場合（見積単価）

ア 見積書の依頼に当たっての留意事項

(ア) 原則としてメーカー、商社等3者以上に文書で依頼する。ただし、特殊な資材等で単価の見積依頼先が3者未満の場合は、1者又は2者の見積価格を採用することができる。

(イ) 複数の資材を見積依頼する場合は、その資材が個別に機能するか、一体で機能するかを確認すること。

(ウ) 依頼文書には、下記の見積条件等を明示する。

- (a) 施工場所
- (b) 有効期限
- (c) 資材の特記仕様事項（形状寸法、品質、規格、数量、納入時期）等
- (d) 実勢取引価格であること。
- (e) 複数の資材を見積依頼する場合は、資材を個別で採用するか、一連で採用するかを明示する。
- (f) 開示請求があった場合は、開示すること。
- (g) 消費税を含まないこと。
- (h) 提出された見積に不明な点がある場合は、確認を行う場合がある旨を明示する。
- (i) 「提出する見積に有効期限を記載すること。」を明示する。

イ 徴収した見積の取扱方法

(ア) 徴収した見積の形状・寸法、規格、数量、性能、有効期限などが条件を満たしていないものを排除する。

(イ) 上記(ア)の後、徴収した見積の平均値を算出し、±30%の範囲を外れる単価を異常値として排除する。

(ウ) 上記(イ)の後、平均値を算出し、その値を採用する。

なお、端数処理方法は、円単位とし、円未満は切り捨てる。ただし、円未満を切り捨てる有効数字が2桁以下となる場合は、有効数字桁数は3桁とし、有効数字桁数より下の桁は切り捨てる。

(エ) 上記 (イ)、(ウ) の計算はそれぞれ1回のみ行う。

(オ) 特殊な資材等で単価の見積依頼先が1社しか無く、その1社の見積価格を採用する場合は、端数処理は行わない。

#### (4) 1工事で複数の資材を見積徴収する場合の取扱方法

複数の資材が一体として機能する場合は、複数資材の総価で(3)イと同様の扱いとするが、見積徴収にあたっては、事業主管課と協議すること。

#### 【注意事項】

・見積は、積算の手間を省略し、違算を防止するため、現場渡し価格とする。また、加工を含む資材の場合は、原則加工を含んだ単価とする。

#### 5 その他留意事項

(1) 契約に基づく夜間作業の場合で通常の単価と夜間単価が異なる時の資材単価は、原則として夜間単価とする。

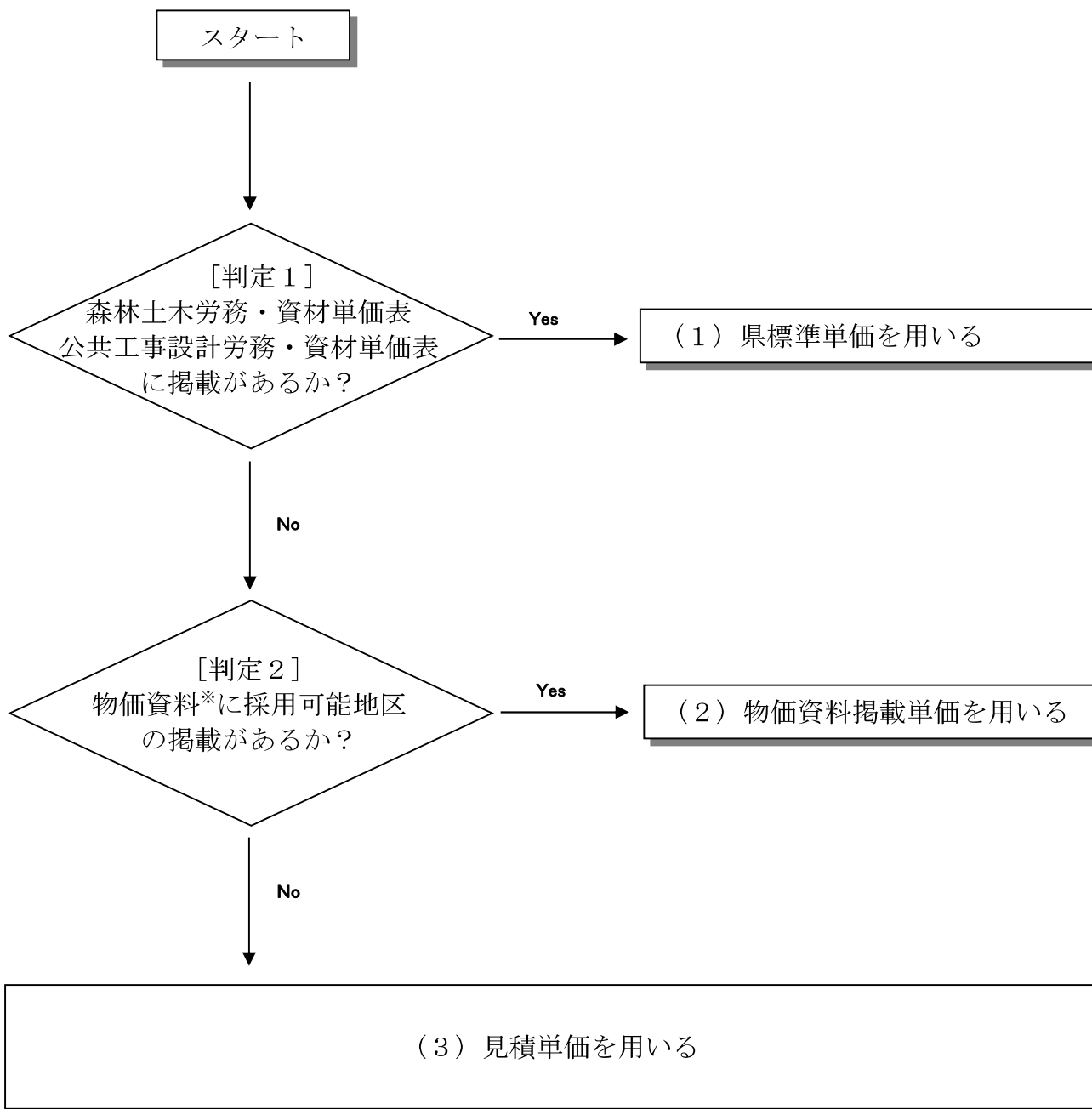
(2) 資材単価計上にあたっては、取卸し方法を確認し、運賃を二重計上しないこと。

(3) 県標準単価、物価資料掲載単価等に、補正や単位換算のための係数を乗じた単価を計上する場合は、円単位とし、円未満は切り捨てる。ただし、円未満を切り捨てる有効数字が2桁以下となる場合は、有効数字桁数を3桁とし、有効数字桁数より下の桁は切り捨てる。

(4) 積算に使用する単価は消費税抜きの価格とし、消費税込みの価格(有料道路料金・鉄道料金等)は、消費税率で割り戻して計上すること。なお、端数処理については、5(3)による。

( 空 白 )

## 資材単価決定フロー



※ 「月刊建設物価」(Web 建設物価)及び「月刊積算資料」(積算資料電子版)を指す。

( 空 白 )

## 採用地区の優先順位と物価資料掲載地区パターン

### 【優先順位】

事務所所在地→県内の最寄りの都市→中国→全国→広島  
 ① ② ③ ④ ⑤

### 【建設物価】

①or②

中国地区						
広島	岡山	山口	松江	鳥取		
中国地区						
広島	岡山	下関	山口	松江	鳥取	※コンクリート二次製品、ガス管
中国地区						
広島	岡山	下関	山口・周南	松江	鳥取	※セメント
山口						
周南	防府	山口	宇部	下関	長門	萩

③

北海道	東北	北陸	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

④

全国		
全国	北海道	沖縄

⑤

札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	
札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	北九州	福岡

採用不可

北海道	関東	中部	近畿	九州
-----	----	----	----	----

### 【積算資料】

①or②

中国地区						
広島	岡山	山口	松江	鳥取		
中国地区						
広島	岡山	下関	松江	鳥取		※鋼材、型枠材、木材、コンクリート二次製品
中国地区						
広島	岡山	下関	周南	松江	鳥取	※セメント、舗装用材
山口						
周南	防府	山口	宇部	下関	長門	萩

③

北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

④

全国		
全国	北海道	沖縄

⑤

札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	
札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	北九州	福岡
仙台	東京	名古屋	大阪	広島				

採用不可

仙台	東京	名古屋	大阪	福岡
----	----	-----	----	----

( 空 白 )

## 見積徴収歩掛決定要領

## 1 適用

この要領は、山口県の施工する森林土木工事の積算に用いる見積徴収歩掛の決定に適用する。

ただし、この要領によりがたい場合は、事前に事業主管課と協議のうえ別途運用することができるものとする。

## 2 見積依頼にあたっての留意事項

(1) 見積書の依頼は原則として3者以上に文書で依頼するものとする。ただし、特殊工法等で歩掛の見積依頼先が3者未満の場合については、1者又は2者の見積歩掛を採用することができる。

(2) 複数の歩掛を見積依頼する場合は、その歩掛が個別に機能するか、一体で機能するかを確認すること。

(3) 依頼文書に下記の見積条件等を明示する。

ア 現場条件、施工条件、施工数量等

イ 有効期限

ウ 提出参考様式として、単位数当りの代価表を添付し、代価表にあらかじめ基本的な項目（労務費及び機械経費等）等を明示する。

エ 代価表の項目を追加出来る旨を明示する。

オ 複数の歩掛を見積依頼する場合は、歩掛を個別で採用するか、一連で採用するかを明示する。

カ 開示請求があった場合は、開示すること。

キ 採用した歩掛を公表し、企業名等は公表しない。ただし、資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合は非公表とするため明示しなくてよい。

ク 提出された見積に不明な点がある場合は、確認を行う場合がある旨を明示する。

ケ 「提出する見積に有効期限を記載すること。」を明示する。

(4) 入札参加者以外に見積を依頼する場合は、「採用した歩掛の公表に支障がある場合には、その理由を提出すること。」を明示すること。

(5) 歩掛見積は、原則として労務費及び機械経費等の見積を徴収する。

## 3 徴収した見積の取扱方法

(1) 単一の歩掛を見積徴収する場合の取扱方法

ア 徴収した見積の施工内容、数量、有効期限などが条件を満たしていないものを控除する。

イ 提出された見積について、県標準単価及び物価資料掲載単価等に掲載のあるものは置き換え、端数処理が必要な場合は端数処理を行う。

ウ 材料費が計上された見積書が提出された場合、その材料費は参考として取り扱うこととし、資材単価は、別添1「設計計上資材単価決定要領」により定めた単価を採用する。また、その資材が歩掛と一体として機能する場合は(4)による。

エ 上記イ、ウの後、総価を算出し、総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。

オ 上記エの後、総価の平均値を算出し、その直下となる歩掛を採用する。

カ 上記エ、オの計算はそれぞれ1回のみ行う。

(2) 複数の歩掛を見積徴収するが、複数の歩掛が個別に機能する場合の取扱い方法

ア それぞれ単一の歩掛とみなし、(1)と同様に取扱う。

(3) 複数の歩掛を見積徴収し、複数の歩掛が一体で機能する場合

ア 徴収した見積の施工内容、数量、有効期限などが条件を満たしていないものを控除する。

イ 単価の置き換えについては3(1)イ、ウと同様の扱いをする。

ウ 上記イの後、複数歩掛の総価を算出し、複数歩掛の総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。

エ 上記ウの後、複数歩掛の総価の平均値を算出し、その直下となる一連の歩掛を採用する。

オ 上記ウ、エの計算はそれぞれ1回のみ行う。

(4) 資材単価と歩掛を一体で見積徴収する場合の取扱方法

資材単価と歩掛は個別に見積徴収することを原則とするが、発注時に資材の規格等を指定せず、資材の性能・機能を指定する場合など、資材と歩掛が密接な関係にあると判断される場合は、資材単価と歩掛を一体的に見積徴収することができるものとする。

例：工場製作を行うポンプの製作・据付工事等

資材と歩掛が一体で機能する場合は、以下によることとする。

ア 徴収した見積の施工内容、数量、有効期限などが条件を満たしていないものを控除する。

イ 単価の置き換えについては(1)イ、ウと同様の扱いをする。

ウ 上記イの後、資材単価と歩掛の総価の平均値から±30%の範囲を外れたものを異常値として排除する。

エ 上記ウの後、資材単価と歩掛の総価の平均値を算出し、その直下となる資材単価と歩掛を採用する。設計書には一式で計上する。

オ 上記ウ、エの計算はそれぞれ1回のみ行う。

なお、見積の徴収方法、採用方法等については、各事業主管課と別途協議すること。

(5) 設計変更に用いる見積の場合

ア 設計変更時の見積は、受注者1者に工事打合せ簿で依頼する。

イ 監督職員は、提出された見積について、内訳書等を複数名で確認するとともに、必要に応じて受注者へのヒアリングを行うなど、妥当性を確認したうえで採用する。

なお、妥当性確認のための受注者以外への見積依頼は行わないこと。

#### (6) その他

- ア 提出された見積りに不明な点がある場合は、当該見積り提出者に確認を行うこと。  
なお、その結果見積り内容に不備があることが判明した場合は、見積り提出締切前であれば再提出を受け、見積り提出締切後であれば、当該見積りは採用しないものとする。
- イ 伐採・集積・積込施工費やその他の施工費を歩掛ではなく単価として徴収した見積りの取扱いについては、「設計計上資材単価決定要領4（3）イ」により算出した平均値平均単価を採用すること。
- ウ 平均値の直下とは、平均値に一番近い平均値以下の値を指す。（平均値と同じ値の歩掛がある場合は、その歩掛を採用する。）

#### 4 諸雑費の取扱い

##### (1) 諸雑費の計上

見積りに諸雑費を計上する必要がある場合は、その計上は認めるが、諸雑費として計上する内容や、諸雑費の根拠（諸雑費の率及び対象となるもの（労務費、機械経費、材料費等））を明記させること。

なお、材料費が諸雑費の対象となり、見積書に材料費が記載されている場合の取扱いは、上記3（4）と同様とする。

##### (2) 諸雑費による端数処理方法

###### ア 諸雑費率を計上するもの

単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

###### イ 端数処理のみの場合

単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

#### 5 その他留意事項

- (1) 業務関係歩掛見積りの単価表の合計金額の端数処理について  
原則として端数処理は行わない。

( 空 白 )

「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務」

標準歩掛の細部取扱いについて（県独自基準）

令和7年10月

農村整備課 技術管理班

森林整備課 治山林道班

《 標準歩掛 》

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について  
（平成28年3月31日付け27林整計352号林野庁通達）

( 空 白 )

標準歩掛の細部取扱いについて（県独自基準） 目次

第1部	総則	1	頁
第2部	地質調査業務	1	頁
第1章	地質調査積算基準	1	頁
第2章	地質調査業務の積算上の留意事項	1	頁
第1	共通	1	頁
第2	機械ボーリング（土質ボーリング、岩盤ボーリング）	1	頁
第3	サンプリング	1	頁
第4	サウンディング及び原位置試験	1	頁
第5	現場内小運搬	1	頁
第6	足場仮設	1	頁
第7	その他間接調査費	1	頁
第8	解析等調査業務	1	頁
第9	電子成果品作成費等	1	頁
第3章	地質調査業務標準歩掛	1	頁
第1	弾性波探査業務	1	頁
第2	軟弱地盤技術解析	1	頁
第3	地すべり調査	1	頁
第4	土質調査（海岸）	1	頁
補足資料-1	土質調査業務	1	頁
参考資料-1	鋼製櫓による足場	1	頁
第3部	測量業務	2	頁
第1章	測量業務積算基準	2	頁
第2章	測量業務標準歩掛	2	頁
第1	打合せ等	2	頁
第2	基準点測量	2	頁
第3	水準測量	7	頁
第4	路線測量	7	頁
第5	用地測量	9	頁
第6	現地測量	11	頁
第7	治山事業測量	11	頁
第8	空中写真測量	12	頁
第9	航空レーザ測量	12	頁
第10	深淺測量	12	頁
第11	汀線測量	12	頁
第12	環境生物調査	12	頁
第4部	設計業務	13	頁
第1章	設計業務積算基準	13	頁
第2章	設計業務の積算の留意事項	13	頁
第1	設計留意事項の作成	13	頁
第2	電子成果品作成費	13	頁
第3章	設計業務標準歩掛	13	頁
第1	共通	13	頁
第2	溪間工設計	13	頁
第3	山腹工設計	13	頁
第4	防潮工設計	14	頁
第5	林道設計	14	頁
第6	一般構造物設計	14	頁

第5部	計画作成等業務	14	頁
第1章	計画作成等業務積算基準	14	頁
第2章	治山関係事業計画作成等業務標準歩掛	14	頁
第1	山地治山等調査（施設整備主体タイプ）	14	頁
第2	山地治山等調査業務（森林整備主体タイプ）	14	頁
第3	山地治山等調査業務（複合タイプ）	14	頁
第4	治山流域別調査	14	頁
第5	山地治山等調査業務共通歩掛	14	頁
第3章	林道関係事業計画作成等業務標準歩掛	14	頁
第1	路線全体計画調査	14	頁
第2	地区全体計画調査	14	頁
第4章	治山施設点検業務	14	頁
第5章	林道橋点検業務	15	頁

（上記◆には、県独自基準の記載有り）

### 《設計単位等》

1.	設計表示単位一覧	16	頁
2.	路線測量歩掛の補正值（変化率）等の適用について	19	頁
3.	業務委託設計書の単位について	20	頁

### 《県独自歩掛表》

補償土地測量、立木補償（県独自歩掛）	22	頁
--------------------	----	---

### 《設計書の作成例》

治山測量業務 設計例	24	頁
治山設計業務 設計例	26	頁
林道測量業務 設計例	28	頁
林道設計業務 設計例	29	頁
治山計画測量業務 設計例	30	頁

## 標準歩掛の細部取扱いについて（県独自基準）

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領（以下「標準歩掛」という。）について、下記のとおり県独自の基準により取り扱うこととする。

なお、特に定めのない歩掛は、項目のみの記述とするが、標準歩掛の適用において、目的とする調査、測量、設計等の内容が歩掛にそぐわないときは、事前に事業主管課と協議し、他省庁が定めた歩掛及び見積歩掛等を使用できるものとする。

### 記

#### 第1部 総則

#### 第2部 地質調査業務

##### 第1章 地質調査積算基準

##### 第2章 地質調査業務の積算上の留意事項

- 第1 共通
- 第2 機械ボーリング（土質ボーリング、岩盤ボーリング）
- 第3 サンプリング
- 第4 サウンディング及び原位置試験
- 第5 現場内小運搬
- 第6 足場仮設
- 第7 その他間接調査費
- 第8 解析等調査業務
- 第9 電子成果品作成費等

##### 第3章 地質調査業務標準歩掛

- 第1 弾性波探査業務
- 第2 軟弱地盤技術解析
- 第3 地すべり調査
- 第4 土質調査（海岸）
  - 補足資料－1 土質調査業務
  - 参考資料－1 鋼製櫓による足場

## 第3部 測量業務

### 第1章 測量業務積算基準

#### 1-3-2 直接測量費の積算に係る留意事項

直接測量費は、作業状況に応じて変化率で補正するものとし、変化率は、測量業務の種類毎に定めたものを適用する。

ただし、用地測量の用地幅杭設置測量の変化率は、「4-9 路線測量作業の変化率」を適用するものとする。

### 第2章 測量業務標準歩掛

#### 第1 打合せ等

測量業務を単独で発注する場合の中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、中間打合せ1回当たりの人員を増減するものとする。

なお、測量業務と設計業務を合併して積算し、発注する場合には設計業務の打合せ経費のみ計上するものとする。

#### 第2 基準点測量

##### 1 基準点配点数の算出法

- (1) 1～3級基準点測量については、2 基準点測量配点要領により算出する。
- (2) 4級基準点測量については、2 基準点測量配点要領及び3 面状における基準点配点数の両方を計算し、多い方を採用する。
- (3) 上記の方法はあくまでも理論値であり、上記により難しい場合は別途考慮する。

##### 2 基準点測量配点要領

###### 2-1 適用範囲

この配点要領は、山口県公共測量作業規程（以下作業規程という）第4編応用測量の路線測量及び河川測量等の線状建築物の測量を実施するに先立って実施すべき基準点測量において、級別基準点の設置数を算出するのに適用する。

###### 2-2 測量計画

- (1) 測量計画区域付近の資料を収集する。
  - 1) 地形図，国土基本図等の図面
  - 2) 基本測量又は公共測量の基準点に関する情報収集  
(国土地理院の本院又は各地方測量部等で提供を受ける。)
- (2) 測量計画区域を地形図等に表示する。
- (3) 既知点を基準点配点図から地形図等に確認表示する。

(4) 既知点の異常の有無については地形図等にその旨表示する。

### 2-3 新設基準点の配点計画

測量計画区域の新設基準点の設置数を求めるには、作業規程第2編基準点測量に基づいて、経験的な基準点数を算出し配点計画を行うものとする。

標準的な配点割合は表2-1-1に示す。

### 2-4 測量計画区域内の新設基準点数

測量計画区域の延長に対し、作業規程第22条及び同運用基準のとおり新点間の基準距離に応じて新設基準点を求めるが、測量計画区域内に既知点がある場合は、必要な新設基準点数より減じるものとする。

### 2-5 測量計画区域外の新設基準点数

測量計画区域の規模により、新点間の基準距離や視通状況等からやむを得ず測量区域外に必要となる場合、又はその方が効率的である場合は、新設基準点を算定する。

### 2-6 配点計画上の留意点

1, 2級基準点の配点位置は、路線の端部付近に計画するものとする。なお、測量計画区域内に配点が出来ない場合でも新設基準点数は2点を標準とする。

表2-1-1 線状構造物延長1km当たりの基準点の配点割合

基準点名	新点間距離(m)	1km当たりの算定式	1km当たりの新設基準点数	
			路線測量	河川測量
1級基準点	1,000	$1,000 \div 1,000$	1	1
2級基準点	500	$1,000 \div 500 - (1 \text{級基準点数})$	1	1
3級基準点	200	$1,000 \div 200 - (1, 2 \text{級基準点数})$	3	3
4級基準点	50	$1,000 \div 50 - (1, 2, 3 \text{級基準点数})$	15	—

注) 1. 算定式の端数は、切り上げて整数とする。

2. 河川測量は片岸を測量する場合である。両岸を測量する場合は、表2-1-1の2倍とする。

### 3 面状における基準点配点数

既知点の種類，既知点間の標準距離，新点間の標準距離及び測量計画区域面積当たりの標準配点数は，次表のとおりとする。

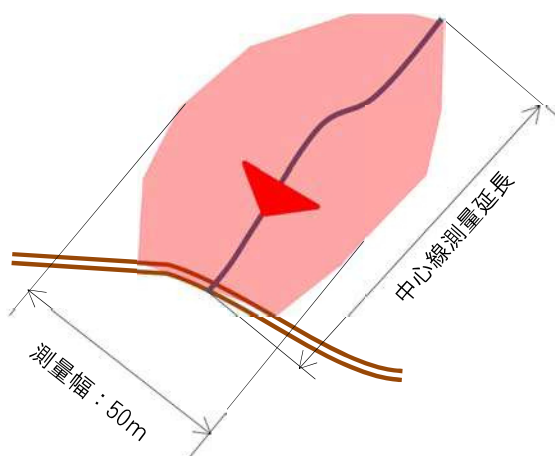
表 2-1-2 測量計画区域面積当たりの標準配点数

区 分	既知点の種類	既知点間の 標準距離 (m)	新点間の 標準距離 (m)	測量計画区域面積 当たりの標準配点数
1 級基準点測量	一～四等三角点 1 級基準点	4,000	1,000	$A \div 87.0$
2 級基準点測量	一～四等三角点 1～2 級基準点	2,000	500	$A \div 22.0$ － (1 級基準点数)
3 級基準点測量	一～四等三角点 1～2 級基準点	1,500	200	$A \div 3.5$ － (1, 2 級基準点数)
4 級基準点測量	一～四等三角点 1～3 級基準点	500	50	$A \div 0.2$ － (1, 2, 3 級基準点数)

- 注) 1. Aは測量計画区域面積 (ha 単位とする)  
2. 計算結果は小数点以下切り上げとする。

#### 【例 1】 治山事業溪間工の基準点配点数の積算について (4 級基準点の標点数)

- ①中心線測量延長 = 0.30km  
②測量計画区域 = 0.30km × 測量幅 50m  
= 15000 m<sup>2</sup>



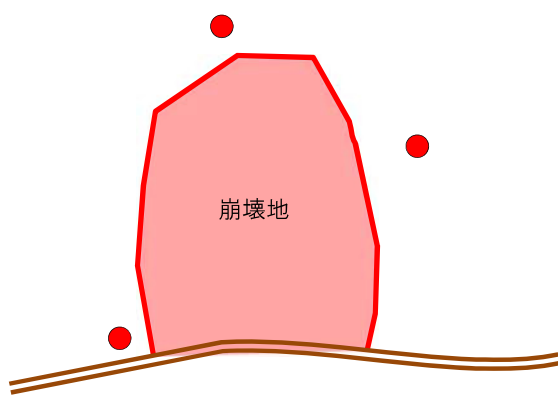
※当初想定の測量幅は、50mとする。  
溪流幅等を考慮し、概ね本堤の横断測量幅以上とすること。(設計単位 10m)

①線上構造物：1 km 当たり 15 点  
 $300\text{m} \times 15 \div 1000\text{m} = 4.5$   
= 5 点

②測量区域面積  
 $300\text{m} \times 50\text{m} = 15000 \text{m}^2$   
 $1.5 \text{ha} \div 0.2 = 7.5 \text{点}$   
= 8 点

①5 点 < ②8 点 = 設計数量 8 点

【例2】治山事業山腹工の基準点配点数の積算について（4級基準点の標点数）



②測量区域面積 = 2500 m<sup>2</sup>

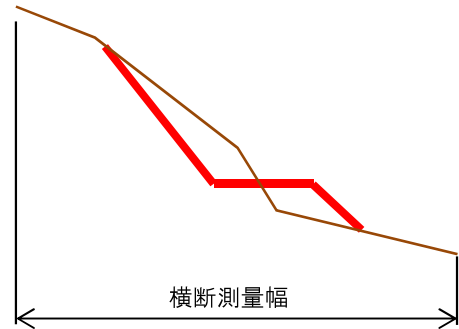
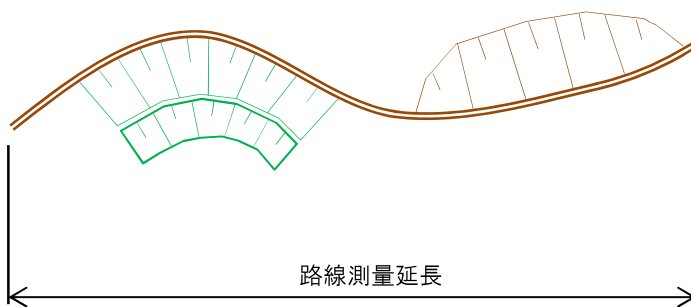
$$0.25 \text{ ha} \div 0.2 = 1.25 \text{ 点}$$

$$= 2 \text{ 点}$$

※山腹工の場合、崩壊地の規模や形状にもよるが、崩壊地の右、左、山頂部で3点とする。

設計数量 3点

【例3】林道事業の基準点配点数の積算について（4級基準点の標点数）



①路線測量延長 = 0.35km

②測量計画区域 = 0.35km × 測量幅 40m = 14000 m<sup>2</sup>

※当初想定の測量幅は、40mとする。

横断勾配等を考慮すること。（設計 10m単位）

①線上構造物：1 km 当たり 15 点

$$350\text{m} \times 15 \div 1000\text{m} = 5.25$$

$$= 6 \text{ 点}$$

②測量区域面積

$$350\text{m} \times 40\text{m} = 14000 \text{ m}^2$$

$$1.4 \text{ ha} \div 0.2 = 7 \text{ 点}$$










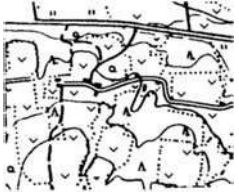


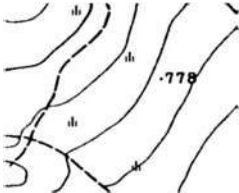
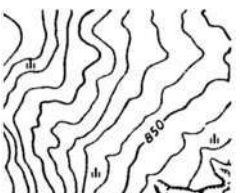
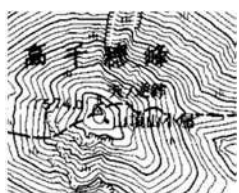


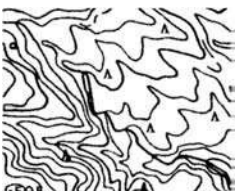

①6点 < ②7点 = 設計数量 7点

《 注意 》

【例1】～【例3】の算出は、あくまで当初設計における想定算出例であり、現場の状況により、適宜（変更対応等について）判断すること。

1-1-2 地域差による変化率（標準例） 縮尺1/25,000

「国土地理院測量業務等積算資料より」

区分	平地	丘陵地	低山地	高山地
大市待地				
市街地(甲)				
市街地(乙)				
都市近街				
耕地				
原野				
森林				

### 第3 水準測量

### 第4 路線測量

#### 1 適用

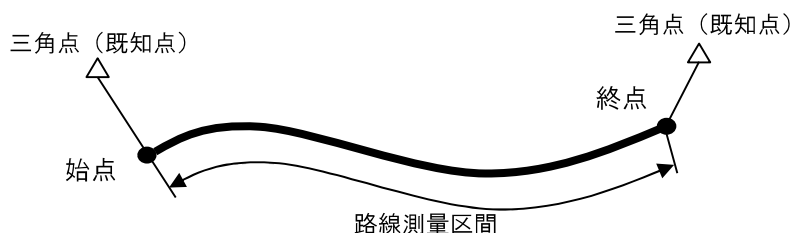
路線測量の歩掛については、以下のとおりを標準とするが、規格・構造等により、これによりがたい場合は、事前に事業主管課と協議のうえ別途運用することができるものとする。

区分	歩掛
二車線林道	4-1 全体計画 ～ 4-9 路線測量作業の変化率
一車線林道	4-10 一車線林道測量

- 備考 1. 詳細は、発注者が定める仕様書等によるものとする。  
2. 「一車線林道」には、工事用道路を含むものとする。

#### 2 測量延長等

- (1) 路線測量を行う場合、既知点から既知点間の基準点測量を実施し、路線測量に必要な新点（始点・終点等）を設置するものとする。
- (2) 路線測量における積算計上距離は、路線（測点）延長とする。



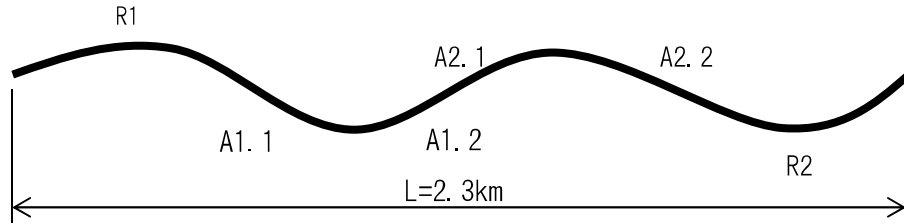
- (3) 伐採歩掛は伐採した中心線延長分を計上するものとする。  
また、伐採幅については、測定が可能になる範囲とする。
- (4) 用地幅杭設置測量の取付部について、取付道路が独自に中心線を持ち、その中心線を持ち、その中心線を基に幅杭設置するものは、その延長を本線に加算するものとする。  
ただし、取付延長が短い等により、本線中心線を基に幅杭設置するものは、本線に含むものとし、別途加算しないものとする。
- (5) 「一車線林道」における、中心線測量・縦断測量・横断測量・土質区分・その他調査において、測量延長が100m未満の場合は、測量延長を100mとして歩掛を計上する。

#### 3 変化率（二車線林道）

- (1) 横断測量の変化率の算定において「横断測量の測量幅及び測定間隔による変化率」に示す値の間になる場合は、直近の変化率を採用する。
- (2) 曲線数による変化率の算定は、標準歩掛「曲線数による変化率参考図」による曲線数で算定する。

・ 曲線数による変化率の算定例

測線延長 2.3km で、単曲線 (R1, R2) が 2 箇所及び凸型のクロソイド曲線 (A1, A2) が 2 箇所の場合



$$\begin{aligned}
 (\text{1 km 当たり換算単曲線数}) &= (\text{換算単曲線数}) \div (\text{測線延長}) \\
 &= \{ (\text{単曲線数}) + (\text{クロソイド曲線数}) \times 2 \} \div (\text{測線延長}) \\
 &= (2 + 2 \times 2) \div 2.3 \\
 &= 2.6 \div 3 \text{ (箇所)}
 \end{aligned}$$

∴ 変化率表より変化率は「+0.0」となる。

4 仮BM設置測量

一車線林道 (工事用道路を含む) についても、水準測量歩掛を準用するものとする。

5 伐開

標準歩掛の草刈機運転経費については、以下のとおりとする。

《草刈機械運転単価表》

名称	単位	数量	
混合油	ℓ		森林整備保全事業建設機械経費積算要領による
機械損料	日	1	肩掛式 カッター径 255mm

備考 日当たり稼働時間は、2時間とする。

6 一車線林道 用地測量

用地測量 (標準歩掛) の 70% を標準とする。

$$\text{一車線林道の用地測量} = \text{標準歩掛 (人役)} \times 70\%$$

※ 小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位止めとする。

7 一車線林道 保安林調査

保安林調査 (標準歩掛) の 70% を標準とする。

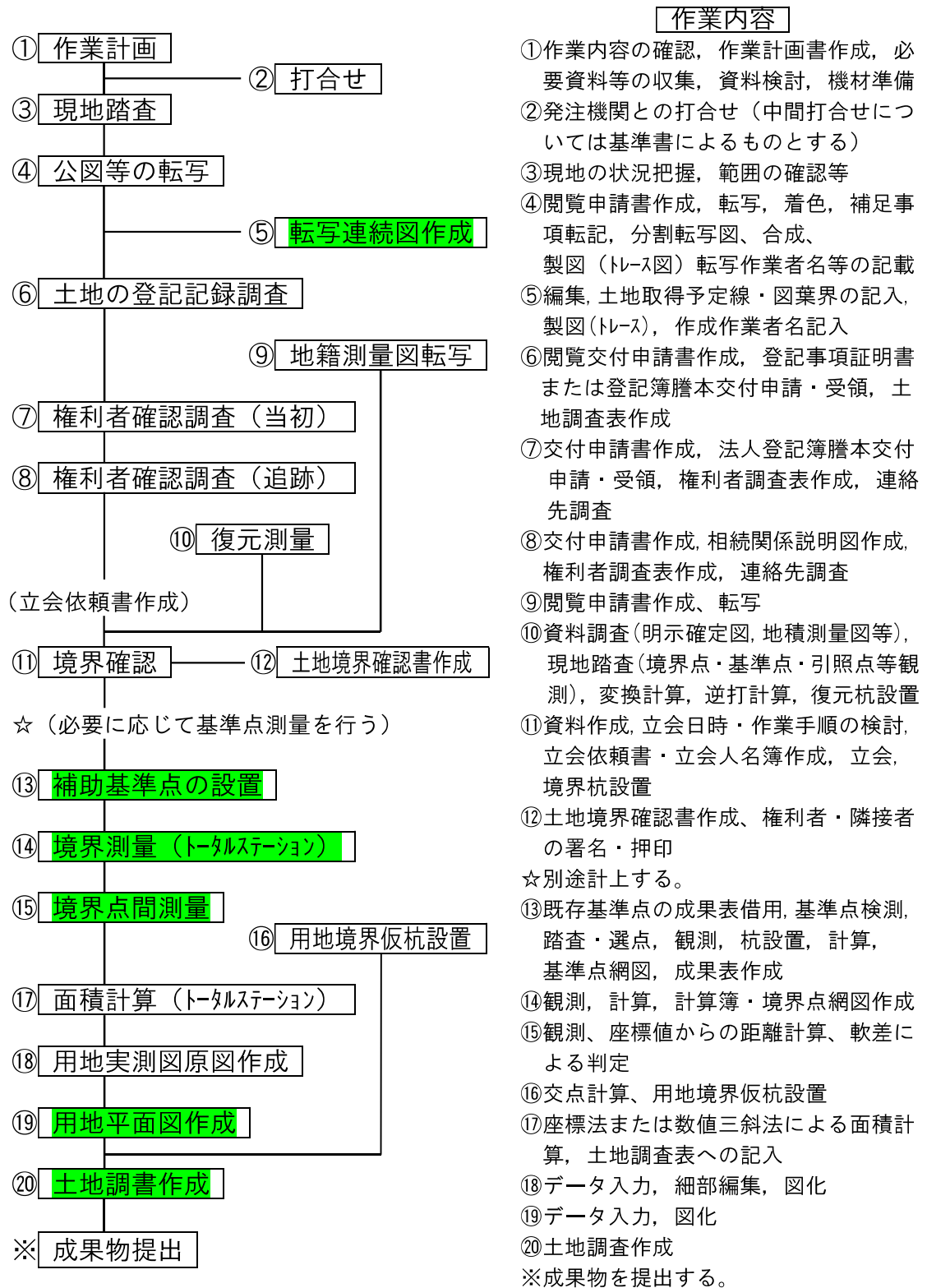
$$\text{一車線林道の保安林調査} = \text{標準歩掛 (人役)} \times 70\%$$

※ 小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位止めとする。

## 第5 用地測量

### 1 用地測量業務フローチャート

作業内容



## 2 成果物一覧表

業務区分	成果物の名称	備考
公図等転写	公図等転写図	不動産登記法14条第1項地図 法務局備え付け地図
公図等転写連続図作成	公図等転写連続図	位置関係を整合された連続地図
土地の登記記録調査	土地調査表	
権利者確認調査 (当初調査)	権利者調査表 戸籍簿等調査表 法人登記簿又は商業登記等調査表	戸籍簿等謄本又は抄本を添付する 登記簿謄本又は抄本を添付する
権利者確認調査 (追跡調査)	権利者調査表 戸籍簿等調査表 相続関係説明図	戸籍簿謄本又は抄本を添付する
境界確認	立会人名簿 立会依頼通知書	
土地境界確認書作成	土地境界確認書	
補助基準点の設置	基準点成果表 基準点網図 観測手簿 計算簿 基準点精度管理表 点の記	
境界測量	基準点一覧表(使用部分) 境界測量観測手簿	
境界点間測量	境界測量精度管理表	
用地境界仮杭設置	杭設置箇所表示図	
用地実測図原図作成	用地実測図原図 用地実測図原図精度管理表 用地平面図 用地平面図精度管理表	
面積計算	面積計算書	
土地調査作成	土地調書	
復元測量	復元箇所位置図 復元箇所座標又は観測手簿	写真含む
用地境界杭設置	設置位置図 設置位置座標	写真含む 用地境界杭一覧表

備考；本表は、標準的な成果物一覧表であり、適用に当たっては、各発注機関が定める仕様書によるものとする。

### 3 用地幅杭設置測量

路線測量の用地幅杭設置測量の変化率については、「5-2用地測量変化率」は適用せずに「4-9路線測量作業の変化率」を適用するものとする。

また、一車線林道（工事用道路を含む）の用地幅杭設置測量は、標準歩掛の70%を標準とする。

一車線林道の用地幅杭設置測量 = 標準歩掛（人役） × 70%

※小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めとする。

## 第6 現地測量

用地取得をしない山間部での治山事業及び林道事業の測量業務においては、既存の地形図（森林基本図程度の精度）の透写程度とするが、主要道路の道路敷及び住宅敷等に影響する場合など、詳細に地形の把握が必要な場合は、設計計上するものとする。

## 第7 治山事業測量

### 1 適用

区分	内容
一般の測量	レベル又はトータルステーションを使用し、測量するもの
簡易な測量	ポケットコンパス等を使用し、測量するもの

備考 1. 詳細は、発注者が定める仕様書等によるものとする。

### 2 横断測量（溪間工）『7-2-3 溪間工測量歩掛 6 横断測量』

以下のとおり歩掛単位「km」を「箇所」に換算するものとする。

例）横断測量：測量間隔 20m（補正条件）

測量幅 30m未満（補正条件）

① 1 km ÷ 測定間隔 20m = 50箇所

② 1 km 当たり 50箇所

歩掛単位どおり 1km 当たり 352,781 円とする

352,781 ÷ 50箇所 = 7,055.62（1円未満切り捨て、円単位）

1箇所当たり = 7,055 円 とする。

### 3 周囲測量『7-3-3 山腹工測量歩掛 3 簡易山腹面積測量』

以下のとおり歩掛単位「ha」を「m」に換算するものとする。

※1 ha 当たり = 400m とする。

例）簡易山腹平面測量：総面積：2.0ha 以上（補正条件）

崩壊箇所：1～2箇所（補正条件）

① 1 ha 当たり → 400m

歩掛単位どおり 1ha 当たり 111,530 円とする

111,530 ÷ 400m = 278.825（1円未満切り捨て、円単位）

1m 当たり = 278 円 とする。

- 第8 空中写真測量
- 第9 航空レーザ測量
- 第10 深淺測量
- 第11 汀線測量
- 第12 環境生物調査

## 第4部 設計業務

### 第1章 設計業務積算基準

#### 第2章 設計業務の積算の留意事項

##### 第1 設計留意書の作成

##### 第2 電子成果品作成費

電子成果品の作成費用は、以下のとおりの区分により、別に定める計算式にて算出するものとする。

設計区分	採用歩掛項目	電子成果品区分
渓間工設計	渓間工設計(予備、実施設計又は詳細設計)	予備設計又は実施設計
山腹工設計	一般構造物設計(予備、実施設計)	予備設計又は実施設計
山腹工設計	山腹工設計歩掛	その他設計業務
林道設計	林道設計(予備、実施設計)	予備設計又は実施設計
林道設計	林道設計のうち一車線林道設計	その他設計業務

#### 第3章 設計業務標準歩掛

##### 第1 共通

###### 1 打合せ

設計業務を発注する場合の中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、中間打合せ1回当たりの人員を増減するものとする。

##### 第2 渓間工設計

治山ダムの設計は、「2-2 治山ダム設計B」のうち、「施設設計」「数量計算」「照査」項目を標準として適用するものとする。

1 渓流に設計条件等が等しい類似構造物を2基又は3基設置する場合は、歩掛に補正值0.8を乗じるものとする。

4基以上の治山ダムを設計する場合については、すべての基数に対し見積を行うものとする。

- ・「設計条件等」とは、地質条件(地形、基礎地盤等)、設計条件(放水路断面、不安定土砂量、設計定数等)、環境条件(濁水対策等)とする。
- ・「類似構造物」とは、工種・型式・種別が同一の治山ダムとする。

工種 床固工・谷止工

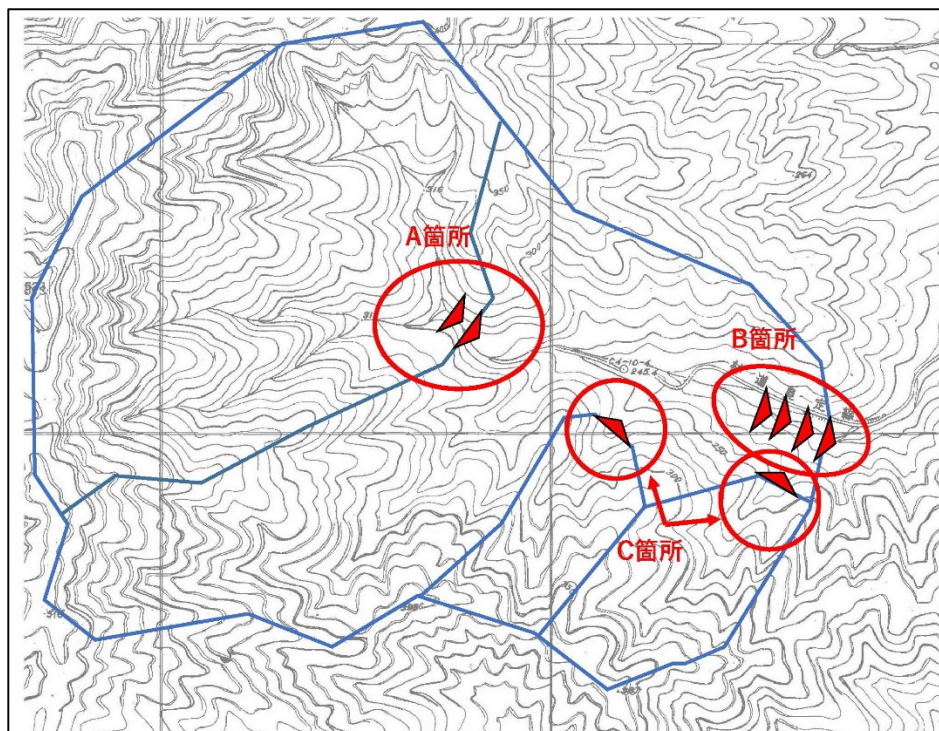
型式 遮水型治山ダム(重力式治山ダム・アーチ式治山ダム等)

透水型治山ダム(枠式治山ダム・バットレス式治山ダム等)

種別 コンクリート、鋼材、鉄線かご、木材等

補償土地測量及び立竹木調査は、別添の「補償土地測量、立竹木調査(県独自歩掛)」を適用するものとする。

- 【例】 1 渓流内に複数基の治山ダムを設計した際の複数基補正の考え方について  
 下図のような渓流でコンクリート谷止工 8 基を設計した場合  
 ※A 箇所、B 箇所は設置間隔が狭く、階段状に治山ダムを設置する現場。  
 なお、設計条件等は等しいものとする。



1. A 箇所は、設計条件等が等しい類似構造物が 2 基のため、歩掛に複数基補正值 0.8 を乗じるものとする。
2. B 箇所は、設計条件等が等しい類似構造物が 4 基以上となるため、見積を行うものとする。
3. C 箇所の 2 基は、設計条件等が異なるため、複数基補正の対象とならない。

### 第3 山腹工設計

#### 1 周囲測量（数量計算）

森林整備の周囲測量における数量計算（面積計算等）については、以下のとおりとするものとする。

適用歩掛 = 3-3 山腹工設計歩掛 - 4 施設設計等 - 数量計算の歩掛（補正後）の 70% とする。

補正条件①面積による補正 = 0.5ha 以上 1.0ha 未満

注）周囲測量は面積が 1.0ha 以上の場合も上記条件を採用する。

設計歩掛 ○. ○○人 × 70% ※小数第 4 位を四捨五入し小数第 3 位止めとする。

#### 2 保安林管理道等の測量・設計について

保安林管理道の規格・構造は 2 級林道相当とする。

管理車道、作業車道の規格・構造は 3 級林道相当とする。

## 第4 防潮工設計

## 第5 林道設計

### 1 適用

「5-1 予備設計 ～ 5-2 実施設計」は、林道関係事業における二車線林道の設計業務に適用するものとする。

また、森林整備保全事業における工事用道路等については、規格・構造は、3級林道相当とし、「5-3 一車線林道設計」を適用するものとする。

## 第6 一般構造物設計

### 1 適用

「森林土木構造物標準設計 擁壁編」等の標準設計による場合は、適用しない。

◆関連項目『6-1-2 逆T式擁壁、重力式擁壁実施設計』

◆関連項目『6-1-3 もたれ式、井桁、大型ブロック積擁壁実施設計』

## 第5部 計画作成等業務

### 第1章 計画作成等業務積算基準

#### 第2章 治山関係事業計画作成等業務標準歩掛

- 第1 山地治山等調査（施設整備主体タイプ）
- 第2 山地治山等調査業務（森林整備主体タイプ）
- 第3 山地治山等調査業務（複合タイプ）
- 第4 治山流域別調査
- 第5 山地治山等調査業務共通歩掛

#### 第3章 林道関係事業計画作成等業務標準歩掛

- 第1 路線全体計画調査
- 第2 地区全体計画調査

#### 第4章 治山施設点検業務

- 第1 定期点検等
- 第2 詳細調査

#### 第5章 林道橋点検業務

点検診断の実施方法及び内容等については、土木建築部道路整備課の「山口県橋梁点検要領（案）」、「橋梁点検業務委託歩掛（案）」、「橋梁詳細調査業務、橋梁補修・補強設計業務委託歩掛（案）」を適用するものとする。

# 設計表示単位一覧

項目	工種	種別	細別	積算表示		契約表示		備考
				単位	数値	単位	数値	
測量業務	基準点測量	1～4級基準点測量	1～4級基準点測量	点	1	点	1	
			基準点設置	点	1	点	1	
	水準測量	1～4級基準点測量	1～4級基準点測量	km	0.1	km	0.1	100km以上は1
			水準点設置	点	1	点	1	
	路線測量	路線測量 (二車線林道)	現地踏査	km	0.01	式	1	
			線形決定	km	0.01	km	0.01	
			I P設置測量	km	0.01	km	0.01	
			中心線測量	km	0.01	km	0.01	
			仮BM設置測量	km	0.01	km	0.01	
			縦断測量	km	0.01	km	0.01	
			横断測量	km	0.01	km	0.01	
			中心線測量	km	0.01	km	0.01	100m未満は0.10kmで計上
			縦断測量	km	0.01	km	0.01	同上
			横断測量	km	0.01	km	0.01	同上
	用地測量	一車線林道測量	土質区分・その他調査	km	0.01	km	0.01	同上
伐採			km	0.01	km	0.01	同上	
公図等の転写			m <sup>2</sup>	10	m <sup>2</sup>	10	1000m <sup>2</sup> 以上は100	
地積測量図転写			m <sup>2</sup>	10	m <sup>2</sup>	10		
土地の登記記録調査			m <sup>2</sup>	10	m <sup>2</sup>	10		
権利者確認調査(当初)			m <sup>2</sup>	10	m <sup>2</sup>	10		
権利者確認調査(追跡)			人	1	人	1		
復元測量			m <sup>2</sup>	10	m <sup>2</sup>	10	1000m <sup>2</sup> 以上は100	
境界確認			m <sup>2</sup>	10	m <sup>2</sup>	10		
用地幅杭設置測量			m <sup>2</sup>	10	m <sup>2</sup>	10		
保安林調査	用地測量	用地幅杭設置測量	km	0.01	km	0.01	1km以上は0.1	
		面積計算	m <sup>2</sup>	10	m <sup>2</sup>	10	1000m <sup>2</sup> 以上は100	
		用地実測図原図作成	m <sup>2</sup>	10	m <sup>2</sup>	10		
		保安林調査	km	0.01	km	0.01		
		現況写真整理	km	0.01	km	0.01		
		計画準備・資料収集	km	0.01	km	0.01		
		計画書等作成	km	0.01	km	0.01		
		申請書作成	km	0.01	km	0.01		
		図面作成	km	0.01	km	0.01		
		製本・取りまとめ	km	0.01	km	0.01		
照査	km	0.01	km	0.01				

項目	工種	種別	細別	積算表示		契約表示		備考	
				単位	数値	単位	数値		
測量業務	現地測量	現地測量		踏査選点	km <sup>2</sup>	0.001	式	1	
				溪間工測量	km	0.01	km	0.01	
	治山事業測量		山腹工測量	中心線測量	km	0.01	km	0.01	
				簡易中心線測量	km	0.01	km	0.01	
				縦断測量	km	0.01	km	0.01	
				簡易縦断測量	km	0.01	km	0.01	
				横断測量	箇所	1	箇所	1	
				簡易横断測量	箇所	1	箇所	1	
				構造物計画位置横断測量	横断	1	横断	1	
				踏査選点	ha	0.01	ha	0.01	
				山腹平面測量	ha	0.01	ha	0.01	
				簡易山腹平面測量	ha	0.01	ha	0.01	
				山腹縦断測量	m	10	m	10	
				簡易山腹縦断測量	m	10	m	10	
				山腹横断測量	m	10	m	10	
簡易山腹横断測量	m	10	m	10					
設計業務	溪間工設計	地すべり防止の測量	測線測量	km	0.1	km	0.1	1km以上は1	
			溪間工実施設計	基	1	基	1		
	林道設計	実施設計		流路工実施設計	箇所	1	箇所	1	
				現地調査	km	0.01	km	0.01	
				線形計画・設計	km	0.01	km	0.01	
				土工計画設計	km	0.01	km	0.01	
				舗装計画・設計図作成	km	0.01	km	0.01	
				附帯構造物標準図作成	km	0.01	km	0.01	
				排水計画・設計	km	0.01	km	0.01	
				線形計画	km	0.01	km	0.01	
				踏査	km	0.01	km	0.01	
				線形計画	km	0.01	km	0.01	
				平面・縦断設計	km	0.01	km	0.01	
				横断設計	km	0.01	km	0.01	
				構造物設計	km	0.01	km	0.01	
土工数量計算	km	0.01	km	0.01					
構造物数量計算	km	0.01	km	0.01					
一車線林道設計	線形計画・踏査・線形決定	実施設計	照査	km	0.01	km	0.01		
			成果品	km	0.01	km	0.01		

項目	工種	種別	細別	積算表示		契約表示		備考
				単位	数量	単位	数量	
県独自測量設計歩掛	治山事業測量 用地測量 立竹木調査 深間工設計	山腹工測量 補償土地測量 立竹木調査 治山ダム工の設計	周囲測量	m	100	m	100	
			補償土地測量	m <sup>2</sup>	10	m <sup>2</sup>	10	1000m <sup>2</sup> 以上は100
			立竹木調査	m <sup>2</sup>	10	m <sup>2</sup>	10	1000m <sup>2</sup> 以上は100
	護岸工の設計		設計計画	基	1	基	1	
			安定計算	基	1			
			構造図作成	基	1			
			数量計算	基	1			
			照査	基	1			
				件	1	件	1	
	流路工の設計		設計計画	件	1			
			安定計算	件	1			
			構造図作成	件	1			
			数量計算	件	1			
			照査	件	1			
				件	1	件	1	
設計説明書等作成		設計計画	件	1				
		構造図作成	件	1				
		安定計算及び数量計算	件	1				
		照査	件	1				
			件	1	件	1		

備考 1. 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字2桁目以降四捨五入）の数量を設計表示単位とする。

2. 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。

3. 設計表示単位及び数位の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。

4. 契約数量は設計計上数量とする。

5. 設計表示単位に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。

6. 本表にない歩掛単位等については、業務関係積算基準及び標準歩掛表（土木建築部）を準用する。

路線測量歩掛の補正值（変化率）等の適用について

主要路線測量歩掛		2車線	1車線	工費用	補正值（変化率）等の適用について
第2章 測量業務標準歩掛					
第1 打合せ等					
1-1 打合せ協議		●	●	●	
第2 基準点測量					
2-1 基準点測量					
2-1-1-3 3級基準点測量（新点20点）		●	●	●	「2-3 基準点測量の変化率」による
2-1-1-4 4級基準点測量（新点35点、永久標識設置なし）		●	●	●	「2-3 基準点測量の変化率」による
第3 水準測量					
3-1 水準測量					
3-1-1-3 3級水準測量（標準作業量5km）		●	●	●	「3-3 水準測量作業の変化率」による
3-1-1-4 4級水準測量（標準作業量2km）		●	●	●	「3-3 水準測量作業の変化率」による
第4 路線測量					
4-1 全体測量		●	—	—	「4-9 路線測量作業の変化率」による
4-2 現地踏査		●	—	—	「4-9 路線測量作業の変化率」による
4-3 線形決定		●	—	—	「4-9 路線測量作業の変化率」による
4-4 IP設置測量（クロソイド曲線1箇所、基準点を設置する場合）		●	—	—	「4-9 路線測量作業の変化率」による
4-5 中心線測量（クロソイド曲線1箇所、測点間隔20m）		●	—	—	「4-9 路線測量作業の変化率」による
4-6 仮BM設置測量		●	●	●	「4-9 路線測量作業の変化率」による
4-7 縦断測量		●	—	—	「4-9 路線測量作業の変化率」による
4-8 横断測量（クロソイド曲線1箇所、測点間隔20m）		●	—	—	「4-9 路線測量作業の変化率」による
4-10 一車線林道測量		—	—	—	
4-10-1 一車線林道 計画・準備		—	●	●	
4-10-2 一車線林道 中心線測量		—	●	●	
4-10-3 一車線林道 縦断測量		—	●	●	
4-10-4 一車線林道 横断測量		—	●	●	
4-10-5 一車線林道 土質区分・その他調査		—	●	●	
4-10-6 一車線林道 用地測量		—	○	○	「5-1 用地測量」を準用、標準歩掛の70%を標準
4-10-7 一車線林道 保安林調査		—	○	○	「5-3 保安林調査」を準用、標準歩掛の70%を標準
4-11 伐開		—	●	●	
第5 用地測量					
5-1 用地測量					
5-1-1 作業計画		●	○	○	「5-2 用地測量変化率」による
5-1-2 資料調査		●	○	○	「5-2 用地測量変化率」による
5-1-3 境界確認		●	○	○	「5-2 用地測量変化率」による
5-1-4 用地幅杭設置測量		●	○	○	「4-9 路線測量作業の変化率」による
5-1-5 面積計算		●	○	○	「5-2 用地測量変化率」による
5-1-6 用地実測図原図作成		●	○	○	「5-2 用地測量変化率」による
5-3 保安林調査		●	○	○	
第6 現地測量					
6-1 現地測量（S=1/500）		●	●	●	「6-2 現地測量作業の変化率」による

備考1. 上表の表記については、以下のとおり  
 「2車線」 「二車線林道」のことをいう  
 「1車線」 「一車線林道」のことをいう  
 「工費用」 「工事用道路（治山及び林道）」のことをいう  
 「●」 標準歩掛を適用  
 「○」 標準歩掛の70%を適用

# 業務委託設計書の単位について

～～山口県森林土木設計積算システムによる業務委託設計書の作成について～～

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領（平成28年3月31日付け林野庁長官通知）等により積算する単位等については、以下のとおりを標準とすること。

## 1. 共通事項

### ①施工代価表

- 『人役』 特に定めのない限り、歩掛に補正率を乗じた場合は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。ただし、設計業務については、小数点以下第4位を四捨五入して第3位止めとする。
- 『金額』 数量に単価を乗じ算出した金額は小数点以下を切り捨てして整数止めとする。  
単位当りにする場合においても小数点以下を切り捨てして整数止めとする。  
設計業務等 : 原則として、端数処理は行わない。  
測量業務及び地質調査業務: 単位数量当り単価の場合、有効数字4桁（5桁目以降切捨て）とする。
- 『材料費』 「直接人件費」に別に定められた率を乗じて算出する。  
算出した金額は、小数点以下を切り捨てして整数止めとする。
- 『機械経費』 「直接人件費」に別に定められた率を乗じて算出する。  
算出した金額は、小数点以下を切り捨てして整数止めとする。
- 『通信管理費』 「直接人件費」に別に定められた率を乗じて算出する。  
算出した金額は、小数点以下を切り捨てして整数止めとする。
- 『精度管理費』 測量作業種別ごとに定められた係数を乗じて算出する。  
精度管理費 = (「直接人件費」 + 「機械経費」) × 精度管理費係数  
算出した金額は、小数点以下を切り捨てして整数止めとする。

### ②内訳表

- 『金額』 数量に「直接人件費」と「その他経費」を乗じて、それぞれ算出すること。  
算出した金額は、小数点以下を切り捨てとし、整数止めとする。
- 数量 × 金額 = ○, ○○○.○○円 = 小数点以下切り捨て  
内訳① (数量 × 直接人件費 = ○, ○○○.○○円 = 小数点以下切り捨て  
内訳② (数量 × その他経費 = ○, ○○○.○○円 = 小数点以下切り捨て  
※上記は、諸経費等の計算式に直接人件費の計を代入する場合のみ

### 『電子成果品作成費』

電子成果品作成費の施工代価表に示す条件区分に応じた別に定める計算式により算出すること。  
計算式に代入する直接人件費は、千円単位（小数点以下切り捨て）とする。  
計算式で算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。  
電子成果品作成費の計算結果は、別に定める上下限額の範囲内とする。

### 『電子計算機使用料』

各施工代価表の単位当たり電子計算機使用料は、金額を計上せずに電子計算機使用料の施工代価表にて合計額を表示するものとする

例) <<各施工代価表>> <<内訳表>>  
A業務使用料 = 単位当たり使用料 × A業務の数量 ; 小数点以下切り捨て  
B業務使用料 = 単位当たり使用料 × B業務の数量 ; 小数点以下切り捨て  
C業務使用料 = 単位当たり使用料 × C業務の数量 ; 小数点以下切り捨て  
施工代価表 = A業務使用料 + B業務使用料 + C業務使用料

## 2. 測量業務の積算について

- ①諸経費 直接測量費毎に求められた率を乗じて算出する。  
算出した金額は、小数点以下を切り捨てとし、整数止めとする。  
※測量費が千円単位となるよう端数調整する。 < \_\_\_\_\_ >  
直接測量費 × 諸経費 = 〇, 〇〇〇, 〇〇〇. 〇〇円 = 小数点以下切り捨て
- 諸経費率 = 定率 又は [変数値A × 直接測量費<sup>(変数値b)</sup>] = 〇〇. 〇〇 . . . %  
※小数点以下第2位を四捨五入して、第1位止めとする。
- ②測量費 = 直接測量費 + 諸経費  
<業務価格> 算出した金額は、千円未満を切り捨てとする。 \_\_\_\_\_

## 3. 設計（解析等調査）業務の積算について

- ①間接原価（その他原価）  
ア）その他原価 次式により算定した額の範囲内  
= (直接人件費) ×  $\alpha / (1 - \alpha)$  ※ $\alpha$ は別に定められた率とする。  
算出した金額は、小数点以下を切り捨てとし、整数止めとする。
- 手順1 諸経費を算出  
 $\alpha / (1 - \alpha) = 〇. 〇〇〇〇〇$   
※小数点以下第5位を四捨五入して、第4位止めとする。
- 手順2 直接人件費 × 諸経費 = 〇〇〇, 〇〇〇. 〇〇円 = 小数点以下切り捨て
- ②一般管理費等  
ア）一般管理費等 次式により算定した額の範囲内  
= (業務原価) ×  $\beta / (1 - \beta)$  ※ $\beta$ は別に定められた率とする。  
算出した金額は、小数点以下を切り捨てとし、整数止めとする。  
※設計費が千円単位となるよう端数調整する。 < \_\_\_\_\_ >
- 手順1 諸経費を算出  
 $\beta / (1 - \beta) = 〇. 〇〇〇〇〇$   
※小数点以下第5位を四捨五入して、第4位止めとする。
- 手順2 業務原価 × 諸経費 = 〇〇〇, 〇〇〇. 〇〇円 = 小数点以下切り捨て
- ③設計費 = [ 直接原価 + 間接原価 ] + 一般管理費等  
<業務価格> 算出した金額は、千円未満を切り捨てとする。 \_\_\_\_\_

## 4. 一般調査業務の積算について

- ①諸経費 純調査費に別に定められた率を乗じて算出する。  
算出した金額は、小数点以下を切り捨てとし、整数止めとする。  
※一般調査費が千円単位となるよう端数調整する。 < \_\_\_\_\_ >
- 純調査費 × 諸経費 = 〇, 〇〇〇, 〇〇〇. 〇〇円 = 小数点以下切り捨て
- 諸経費率 = 定率 又は [変数値A × 純調査費<sup>(変数値b)</sup>] = 〇〇. 〇〇 . . . %  
※小数点以下第2位を四捨五入して、第1位止めとする。
- ②一般調査費 = 純調査費 + 諸経費  
<業務価格> 算出した金額は、千円未満を切り捨てとする。 \_\_\_\_\_

# 補償土地測量、立竹木調査（県独自歩掛）

## 1 補償土地測量

治山事業における補償土地測量について、以下の歩掛を適用するものとする。

作業工程	単位	区分	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	機械経費	材料費
補償土地測量	1万㎡	外業	0.00	1.40	2.00	2.00	1.40	0.8%	1.0%
		内業	0.00	4.20	5.60	5.60	0.00		
		計	0.00	5.60	7.60	7.60	1.40		

- 備考 1. 補償対象用地の土地及び所有者調査、境界測量、面積計算、実測図原図を作成するものとする。  
 2. 成果品は、測量に使用した所有関係調査資料（貸出返却分を含む）及び実測図原図とする。  
 3. 実測図原図の標準は1/500を標準とする。

## 2 立竹木調査

1 立竹木の調査及び算定は、以下の区分によって行うものとする。

区分	判断基準
庭木等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹                      観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物類、玉物類、生垣用木、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。                      ② 株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。                      ③ 玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。                      ④ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。                      ⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹                      防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木                      名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保持するために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類                      観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。                      ② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝類                      観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬期は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものを除く。                      ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬期でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>F ツル性類                      観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生ものを除く。</p>

## 補償土地測量、立竹木調査（県独自歩掛）

庭木等	G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。
用材木	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

### 2 適用歩掛について

森林整備保全事業における立竹木調査については、以下の歩掛を適用するものとする。

【土木建築部】業務関係積算基準及び標準歩掛表\_運用編<積算編>

第1編 用地調査

第1章 用地調査等業務委託標準積算基準及び標準歩掛

第6 建物等の調査

6 工作物の調査

(4) 立竹木の調査及び算定

注) 材料費等として、直接人件費（外業、内業）の7%を計上する。  
算定業務については、計上しないものとする。  
上記の計上額は、円単位とし、小数点未満を切り捨てる。

# 治山測量業務委託 設計例

## 第3部—第2章—第7 治山事業測量—『7-2 溪間工測量』

《設計書の例①》 治山ダム工測量業務

渓流測量延長：L = 400m 補償対象面積：500㎡

計画構造：本堤+前堤、流路工L = 80m、工事用道路L = 250m

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
測量業務委託費					
1-基準点測量					
2-基準点測量					
3-基準点測量					
4-4級基準点測量					
4級基準点測量	10	点			
1-現地測量					
2-現地測量					
3-現地測量					
4-現地測量					
現地測量 (0.010km <sup>2</sup> )	1	式			必要に応じて
1-溪間工測量					
2-溪間工測量					
3-溪間工測量					
4-踏査選点					
踏査選点	0.40	km			
4-中心線測量					
中心線測量	0.40	km			
4-縦断測量					
縦断測量	0.40	km			
4-横断測量					
横断測量	5	箇所			(前堤+流路4)
4-構造物計画位置横断測量					
構造物位置横断測量	1	横断			
4-平面図作成					
平面図作成B	1	業務			
1-用地測量					
2-用地測量					
3-用地測量					
4-補償土地測量					
補償土地測量	500	㎡			独自歩掛
用地幅杭設置測量	0.30	km			
1-工事用道路測量					
2-工事用道路測量					
3-工事用道路測量					
4-計画・準備					
計画・準備	1	業務			
4-中心線測量					
一車線林道 中心線測量	0.25	km			
4-縦断測量					
一車線林道 縦断測量	0.25	km			
4-横断測量					
一車線林道 横断測量	0.25	km			
4-土質区分・その他調査					
一車線林道 土質区分	0.25	km			
4-仮BM設置測量					
仮BM設置測量	0.25	km			
4-伐開					
伐開 A~D	0.25	km			必要に応じて
**直接測量費**					

# 治山測量業務委託 設計例

第3部—第2章—第7 治山事業測量—『7-3 山腹工測量』

≪設計書の例②≫ 山腹工測量業務

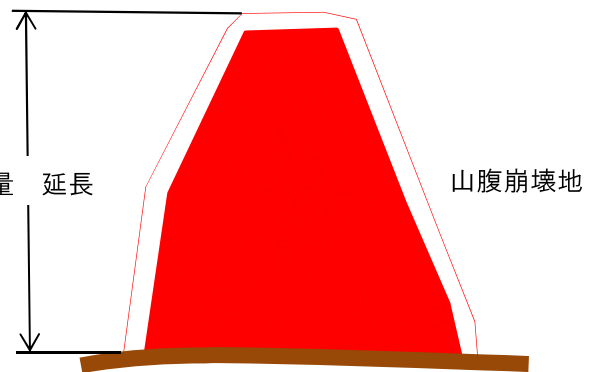
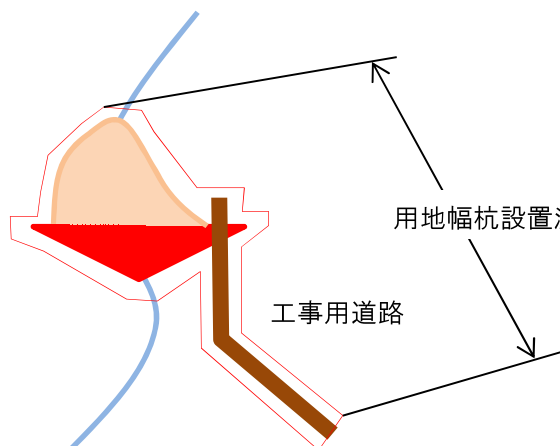
崩壊地面積：2500m<sup>2</sup> (0.25ha)

縦断測量延長：50m、横断測量箇所：3横断

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
測量業務委託費					
1-基準点測量					
2-基準点測量					
3-基準点測量					
4-4級基準点測量					
4級基準点測量	4	点			
1-現地測量					
2-現地測量					
3-現地測量					
4-現地測量					
現地測量 (0.003km <sup>2</sup> )	1	式			必要に応じて
1-溪間工測量					
2-溪間工測量					
3-溪間工測量					
4-踏査選点					
踏査選点	0.25	ha			
4-山腹平面測量					
山腹平面測量	0.40	ha			
4-山腹縦断測量					
山腹縦断測量	50	m			
4-山腹横断測量					
山腹横断測量	3	横断			
4-平面図作成					
平面図作成B	1	業務			
1-用地測量					
2-用地測量					
3-用地測量					
4-補償土地測量					
用地幅杭設置測量	0.30	km			必要に応じて
**直接測量費**					

備考

- (1) その他の用地測量は、必要な項目を計上する。
- (2) 現地測量は必要に応じて計上する。
- (3) 用地幅杭設置測量の延長は、下図を参考に計上する。



※工事用道路の延長及び堆砂延長等を考慮し、縦断計画図及び計画平面図より延長を計上すること。

(標準歩掛の70%を適用する)

※ただし、崩壊地の幅が、崩壊地の縦断延長より、大きい場合又は崩壊地幅が50m以上の場合は、崩壊地の外周延長として計上すること。  
(標準歩掛の70%を適用する)

# 治山設計業務委託 設計例

## 第4部一第3章一『第2 溪間工設計』

＜設計書の例＞ 治山ダム工+流路工設計業務

計画構造：本堤+前堤、流路工L=80m、工事用道路L=250m

立竹木調査面積：1500㎡

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務委託費					
1-溪間工設計					
2-溪間工設計					
3-溪間工設計					
4-治山ダム工の設計					
治山ダム工の設計 (構造図作成) (数量計算) (照査)	1	基			独自歩掛
2-流路工設計					
3-流路工設計					
4-流路工の設計					
流路工の設計 (構造図作成) (安定計算及び数量計算) (照査)	80	m			独自歩掛
1-工事用道路設計					
2-工事用道路設計					
3-工事用道路設計					
4-線形計画、現地調査、線形決定					
線形計画、現地調査、線形決定 (線形計画) (踏査) (線形決定)	0.25	km			
4-詳細設計					
実施設計(林道設計) (平面・縦断設計) (横断設計) (土工数量計算)	0.25	km			
4-照査					
照査	0.25	km			
1-用地調査					
2-用地調査					
3-立竹木調査					
4-立竹木調査					
立竹木調査	1500	㎡			独自歩掛
1-設計業務共通					
2-打合せ協議					
3-打合せ協議					
4-打合せ協議					
打合せ等 中間2回	1	業務			
＊＊直接人件費等＊＊					
旅費交通費					
業務用自動車運転	4	日			打合せ回数分
電子成果品作成費					
電子成果品作成費 予備設計、実施設計又は詳細設計	1	式			
＊＊直接経費＊＊					

## 治山設計業務委託 設計例

### 第4部一第3章一『第3 山腹工設計』

≪設計書の例≫ 山腹工設計業務

崩壊地面積：2500㎡ (0.25ha)

立竹木調査面積：200㎡

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務委託費					
1-山腹工設計					
2-山腹工設計					
3-山腹工設計					
4-設計計画 (山腹工)					
設計計画 (山腹工) (設計計画)	1	件			
4-現地調査 (山腹工)					
現地調査 (山腹工)	1	件			必要に応じて
4-基本事項検討 (山腹工)					
基本事項検討 (山腹工)	1	件			必要に応じて
4-施設設計等 (山腹工)					
(施設設計・設計図作成) (数量計算) (照査)	1	件			
4-設計説明書作成 (山腹工)					
設計説明書作成 (山腹工)	1	件			必要に応じて
1-用地調査					
2-用地調査					
3-立竹木調査					
4-立竹木調査					
立竹木調査	200	㎡			独自歩掛
1-設計業務共通					
2-打合せ協議					
3-打合せ協議					
4-打合せ協議					
打合せ等 中間2回	1	業務			
**直接人件費等**					
旅費交通費					
業務用自動車運転	4	日			打合せ回数分
電子成果品作成費					
電子成果品作成費 予備設計、実施設計又は詳細設計	1	式			
**直接経費**					

## 林道測量業務委託 設計例

第3部—第2章—第4 路線測量—『4—10 一車線林道測量』

＜設計書の例＞ 一車線林道測量業務

路線測量延長：350m

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
測量業務委託費					
1-基準点測量					
2-基準点測量					
3-基準点測量					
4-4級基準点測量					
4級基準点測量	9	点			
1-現地測量					
2-現地測量					
3-現地測量					
4-現地測量					
現地測量 (0.010km <sup>2</sup> )	1	式			必要に応じて
1-一車線林道測量					
2-一車線測量					
3-一車線測量					
4-計画・準備					
計画・準備	1	業務			
4-中心線測量					
一車線林道 中心線測量	0.35	km			
4-縦断測量					
一車線林道 縦断測量	0.35	km			
4-横断測量					
一車線林道 横断測量	0.35	km			
4-土質区分・その他調査					
一車線林道 土質区分	0.35	km			
一車線林道 その他調査	0.35	km			
4-伐開					
伐開A～D	0.35	km			必要に応じて
4-仮BM設置測量					
仮BM設置測量	0.35	km			
1-用地測量					
2-用地測量					
3-用地測量					
4-用地幅杭設置測量					
用地幅杭設置測量	0.35	km			
**直接測量費**					

備考

- (1) その他の用地測量及び保安林調査は、必要な項目を計上する。
- (2) 現地測量は必要に応じて計上する。

## 林道設計業務委託 設計例

第4部—第3章—第5 林道設計—『5—3 一車線林道設計』

◀設計書の例▶ 林道設計業務

路線測量延長：350m

構造物設計：補強土壁

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務委託費					
1-林道設計					
2-一車線林道設計					
3-一車線林道設計					
4-線形計画、現地調査、線形決定					
線形計画、現地調査、線形決定 (線形計画) (踏査) (線形決定)	0.35	km			
4-詳細設計					
実施設計(林道設計) (平面・縦断設計) (横断設計) (構造物設計) (土工数量計算) (構造物数量計算)	0.35	km			
4-照査					
照査	0.35	km			
2-一般構造物設計					
3-擁壁・補強土設計					
4-補強土予備設計					
補強土 予備設計	1	箇所			必要に応じて
4-補強土実施設計					
補強土 実施設計	1	箇所			
1-設計業務共通					
2-打合せ協議					
3-打合せ協議					
4-打合せ協議					
打合せ等 中間3回	1	業務			
**直接人件費等**					
旅費交通費					
業務用自動車運転	5	日			打合せ回数分
電子成果品作成費					
電子成果品作成費 その他設計業務	1	式			
**直接経費**					

## 治山計画測量設計業務 設計例

第3部—第2章—第7 治山事業測量—『7-2 溪間工測量』

第4部—第3章—『第2 溪間工設計』

≪設計書の例①≫ 治山計画測量業務溪間工測量業務

溪流測量延長：L = 200m

計画構造：本堤+前堤

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
測量設計業務委託費					
1-計画測量設計業務					
2-計画測量設計業務					
3-計画測量設計業務					
4-計画測量設計業務					
簡易縦断測量	0.20	km			
横断測量	1	箇所			
構造物位置横断測量	1	横断			
**直接測量設計費**					

第3部—第2章—第7 治山事業測量—『7-3 山腹工測量』

第4部—第3章—『第3 山腹工設計』

≪設計書の例②≫ 山腹工測量業務

崩壊地面積：2500m<sup>2</sup> (0.25ha)

縦断測量延長：50m、横断測量箇所：3横断

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
測量設計業務委託費					
1-計画測量設計業務					
2-計画測量設計業務					
3-計画測量設計業務					
4-計画測量設計業務					
簡易山腹縦断測量（山腹工）	50	m			
山腹横断測量（山腹工）	3	横断			
平面図作成（山腹工）	1	業務			
**直接測量設計費**					

( 空 白 )

## 山林砂防工の適用範囲について

## 1 山林砂防工の作業内容

山林砂防工は、山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠隔地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うものとする。

- ・ 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等
- ・ 人力による資材の積込み、運搬、片付け等
- ・ 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等
- ・ その他の作業において必要とされる関連業務

「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」

## 2 山林砂防工の適用条件

治山関係事業のうち工事等の実施箇所が次の（１）の各号のいずれかひとつに該当し、かつ、次の（２）の各号のいずれにも該当しない工事等は、山林砂防工を適用するものとする。

## （１）山林砂防工を適用する範囲

- ① 勾配がおおむね30%以上の箇所
- ② 運搬距離がおおむね100m以上のケーブルクレーンを架設する箇所
- ③ コンクリート現場練りの箇所
- ④ 山泊を要する箇所
- ⑤ ①～④に準じる箇所

## （２）山林砂防工を適用しない工事等

- ① 林道工事と同種と見なされる工事
- ② 造林作業と同種と見なされる作業
- ③ ①及び②に準じる工事等

「森林整備保全事業標準歩掛の留意事項」

## 3 2の（２）の「山林砂防工を適用しない工事等」の主な事例は次のとおり。

## ア 林道工事と同種と見なされる工事

- (ア) 管理車道の開設工事
- (イ) 保安林管理道整備事業のうちの車道の開設・改良の工事

## イ 造林作業と同種と見なされる作業

- (ア) 山腹工事及びなだれ防止林造成工事以外の工事において行う植栽、客土及び苗木運搬の作業
- (イ) 下刈、雪起こし、除伐、本数調整伐、枝落とし、施肥等の保育及び仮植の作業
- (ウ) 砂地造林、砂草植栽、埋わら、静砂垣・防風垣等の築設の作業
- (エ) 支柱工、人力地拵（伐開、片付）、立木整理の作業
- (オ) 管理歩道の開設に係る作業

ウ ①及び②（上記ア及びイ）に準じる工事等

作業場所が平坦である作業であって、次のいずれかに該当する作業とする。

(ア) コンクリート根固ブロックの製作、運搬及び据付の作業

(イ) ボーリング工、集水井工、アンカー工、杭打工等の作業ヤード、作業構台等を設ける場合のある工種において作業ヤード、作業構台等を設け、その上で行う場合の作業

ただし、勾配がおおむね30%以上の箇所において行う鉄筋挿入工その他これに類する工種であって、作業箇所毎の人力による組立て・解体等を伴う作業を行う場合を除く。

(ロ) 土工機械の解体・組立に関する作業

(エ) 道路、宅地等の平坦部（着工後に平坦となる床掘部、作業道等を除く。）に近接する工事箇所において、当該平坦部において行う作業及びトラッククレーン又はラフテレーンクレーン（以下「トラッククレーン等」という。）が使用可能な区域内において行う作業。ただし、トラッククレーン等の規格は、道路、宅地等に設置可能であり、かつ、設計積算に用いる機種とする。

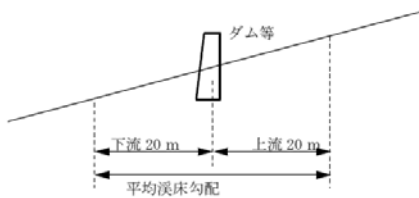
「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」

4 山林砂防工適用の判断の根拠とする勾配の測定範囲

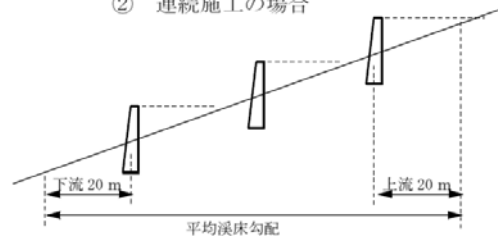
以下のとおりを標準とする。

1 溪間工

① 単独施工の場合

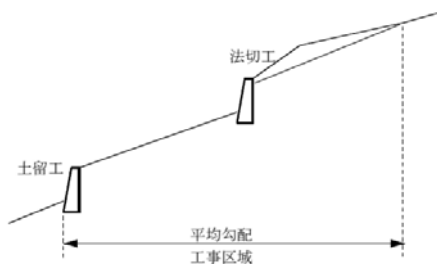


② 連続施工の場合

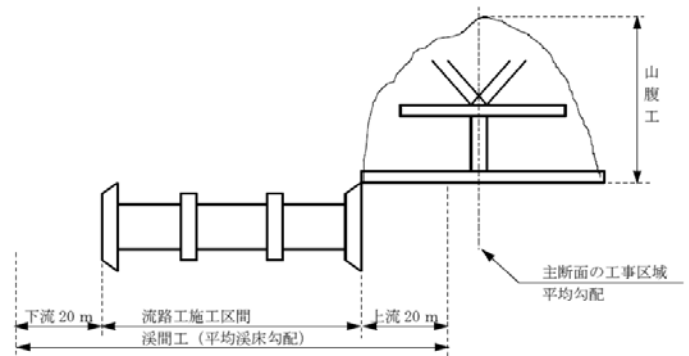


2 山腹工

① 山腹工



② 山腹工+溪間工



「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」

## (参考) 具体的適用事例

道路：市町道、林道等道路法又は道路交通法の適用を受けて道路及び指定仮設の仮設道路であって任意仮設道、作業道等を除く

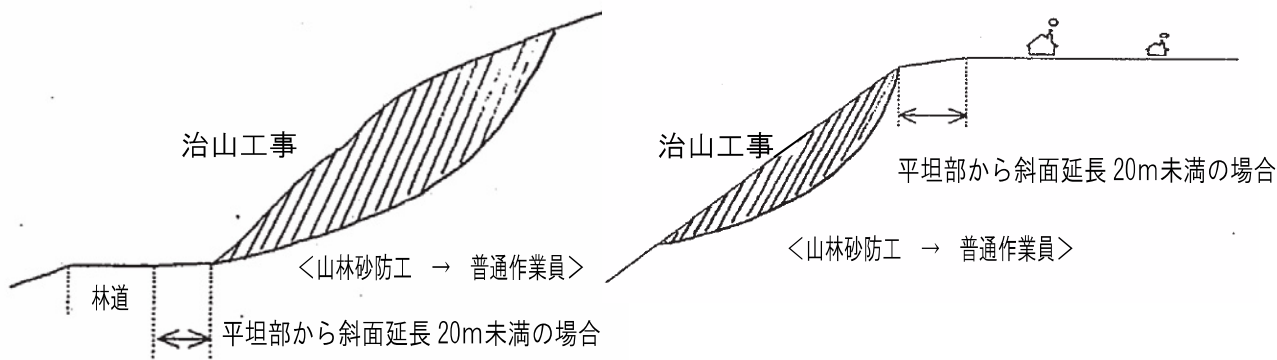
平坦歩：工事用地として使用可能な敷地をいい、宅地、原野等をいう。

### ① 他事業と接近するとは次のような場合



### ② 道路、宅地等の平坦部に近接したとは次のような場合

ただし、山腹延長が長大で普通作業員を適用することが困難な場合は作業区分をA（普通作業員作業区域）、B（山林砂防工作業区域）に区分することができる。



※その他、適用範囲が判断しがたい場合は、事前に事業主管課と協議すること。

( 空 白 )

## 積算参考歩掛（1）

単価コード

SKK983

## 一本丸太柵工

10 m当り

名称・規格など	数量	単位	備考
丸棒（杭木） 径8cm 長さ0.60m 県産材	10.00	本	
丸棒（背丸太） 径8cm 長さ2.00m 県産材	5.00	本	
普通作業員	0.20	人	杭打、地均し、横木設置、埋戻

単価コード

SKK983

## 三本丸太柵工

10 m当り

名称・規格など	数量	単位	備考
丸棒（杭木） 径8cm 長さ0.60m 県産材	14.30	本	
丸棒（背丸太） 径8cm 長さ2.00m 県産材	15.00	本	
なまし鉄線 #12 2.6mm	0.33	kg	
普通作業員	0.42	人	杭打、地均し、横木設置、埋戻

単価コード

SKR989

## 法面防護パネル

10 m当り

名称・規格など	数量	単位	備考
法面防護パネル	10.62	枚	
普通作業員	0.21	人	据付手間

## 積算参考歩掛（２）

単価コード  
SKK985

### 木製フトンカゴ据付工

10 基当り

名称・規格など	数量	単位	備考
土木一般世話役	0.40	人	
特殊作業員	0.40	人	
普通作業員	1.00	人	
トラッククレーン〔油圧式〕 賃料 4.9t吊	0.40	日	
諸雑費	4.00	%	労務費、トラッククレーン賃料の合計額に率を乗じて計上
木製フトンカゴ（県産材）	10.00	基	規格：2000*1000*1200 他

単価コード  
SKK987

### 木製フトンカゴ中詰工

10 基当り

名称・規格など	数量	単位	備考
蛇籠用詰石 網目13~15cm	15.00	m <sup>3</sup>	
土木一般世話役	0.36	人	
特殊作業員	0.39	人	
普通作業員	1.32	人	
バックホウ運転 クローラ型山積0.6m <sup>3</sup> 排出対策型	2.10	時間	治山林道必携 設計施工編 機械運転単価表 機-1

## 積算参考歩掛（3）

単価コード

SKK981

### 水質浄化カゴ工（竹炭使用）

10 m当り

名称・規格など	数量	単位	備考
単粒度碎石 4号30-20mm	4.30	m <sup>3</sup>	
水質浄化材 竹炭 1袋6kg入	50.00	袋	
ふとんかご（パネルタイプ） GS-3 4.0×13×高50×幅120	10.00	m	
吸い出し防止材（水質浄化カゴ用） メッシュタイプ プラスチック系ネット 一般土木用2.94KN	40.00	m <sup>2</sup>	
普通作業員	1.29	人	
バックホウ運転 クローラ型山積0.45m <sup>3</sup> 排出ガス対策型	1.20	時間	治山林道必携 設計施工編 機械運転単価表 機-1

単価コード

SKK314 ※設置歩掛と同じ単価コード

### 木製残存型枠（パネル式）撤去

100 m<sup>2</sup>当り

名称・規格など	数量	単位	備考
土木一般世話役	2.00	人	
型枠工	2.90	人	
普通作業員	10.10	人	
諸雑費	4.00	%	上記金額の4.0%

## 積算参考歩掛（４）

単価コード

SKU115

コンクリート路面工（仮設道用）

10 m<sup>3</sup> 当り

名称・規格など	数量	単位	備考
生コンクリート 18-8-20BB W/C ≤ 60%	10.40	m <sup>3</sup>	
一般世話役	0.30	人	人力打設
特殊作業員	1.00	人	人力打設
普通作業員	1.00	人	人力打設
小器材費	2.50	%	打設(労務)歩掛の2.5%
普通作業員	0.20	人	養生

注) 小型車の場合は、小型車加算額を計上すること。

単価コード

SKU117

コンクリート路面工用型枠

100 m 当り

名称・規格など	数量	単位	備考
型枠 バタ角 杉 損料率15%	100.00	m	
止ピン 異形棒鋼 丸鋼 SD345 D13 長30cm 損料率10%	100.00	本	
諸雑費	0.50	%	上記金額の0.5%

注) 型枠設置手間については、路面工歩掛に含まれる。

## 積算参考歩掛（5）

単価コード

S I U 2 1 1

### 立竹木調査

※【土木建築部】業務関係積算基準及び標準歩掛表\_運用編<積算編>の歩掛を適用。

第1編 用地調査

第1章 用地調査等業務委託標準積算基準及び標準歩掛

第6 建物等の調査

6 工作物の調査

(4) 立竹木の調査及び算定

注) 材料費等として、直接人件費（外業、内業）の7%を計上する。

算定業務については、計上しないものとする。

上記の計上額は、円単位とし、小数点未満を四捨五入する。

単価コード

S I U 3 0 1

補償土地測量（補償対象用地の土地及び所有者調査、境界測量、面積計算、実測図原図の作成）

10000 m<sup>2</sup> 当り

名称・規格など	数量	単位	備考
測量技師 外業 直接人件費	1.40	人	
測量技師 内業 直接人件費	4.20	人	
測量技師補 外業 直接人件費	2.00	人	
測量技師補 内業 直接人件費	5.60	人	
測量助手 外業 直接人件費	2.00	人	
測量助手 内業 直接人件費	5.60	人	
測量補助員 外業 直接人件費	1.40	人	
機械経費	0.80	%	直接人件費×0.8%
材料費	1.00	%	直接人件費×1.0%

※上記の歩掛は、精度管理費の対象としない

## 積算参考歩掛（6）

### 伐開 植生区分

区 分	笹 類	笹 灌 木 混 交	灌 木 類	根 曲 竹 類
1 種	中・密	中・密	中	—
2 種	—	—	密	疎・中・密

備考 植生の疎密度は、次のとおりとする。

疎：植生被覆率 30%未満  
 中：植生被覆率 30%～70%  
 密：植生被覆率 70%以上

単価コード

SKK640

### 草刈機伐開歩掛

(100m<sup>2</sup>当たり)

名 称	規 格	単 位	1 種	2 種
草 刈 機 運 転	肩掛式 カッター径255mm	日	0.14	0.32
特 殊 作 業 員		人	0.14	0.32
計				

備考 本表には、刈払後敷地端までの小運搬及び集積作業を含む。

### (参考) 草刈機械運転単価表

(1日当たり)

名 称	単 位	数 量	摘 要
混 合 油	L		森林整備保全事業建設機械経費積算要領による。
機 械 損 料	日	1	肩掛式 カッター径255mm

備考 日当たり稼働時間は、2時間とする。

単価コード

SKK641

### チェーンソー伐開歩掛

(100m<sup>2</sup>当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	
世 話 役		人	0.01	
山林砂防工（普通作業員）		人	0.4(0.4)	
特 殊 作 業 員		人	0.1	
機 械 損 料	鋸長500mm	日	0.1	
燃 料 費	混合油25：1	L		森林整備保全事業建設機械経費積算要領による。
チ ェ ー ン オ イ ル		L	0.01	

備考 1 本表は、樹冠疎密度、中位の伐開である。

2 20m以内の片付を含む。

3 植生状況により燃料、損料、及び労務について、20%の増減を行うものとする。

疎生（-20%）：立木蓄積60m<sup>3</sup>/ha未満の場合

普通： " 60m<sup>3</sup>/ha以上、90m<sup>3</sup>/ha未満の場合

密生（+20%）： " 90m<sup>3</sup>/ha以上の場合

( 空 白 )

## 森林土木工事における積算基準類（歩掛）・単価の改定について

※ 山口県農林水産部森林整備課が所管する事業で、発注する工事の予定価格算出に使用する単価の改定方法を下記【積算基準類(歩掛)・単価改定時期一覧表】のとおり明確にし、適切な時期に単価改定を実施する。

### 積算基準類（歩掛）・単価改定時期一覧表

#### 森林土木労務・資材単価【農村整備課HP公表単価】

(1) 資材単価（全資材）：年12回

(2) 見積単価等：年1回（4月、苗木単価のみ12月）

改定基準日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日
森林独自単価調査月	<b>3月調査</b> (物価資料3月号)	<b>4月調査</b> (物価資料4月号)	<b>5月調査</b> (物価資料5月号)	<b>6月調査</b> (物価資料6月号)	<b>7月調査</b> (物価資料7月号)	<b>8月調査</b> (物価資料8月号)
その他改定事項	見積単価					
改定基準日	10月1日	11月1日	12月1日	1月15日	2月1日	3月1日
森林独自単価調査月	<b>9月調査</b> (物価資料9月号)	<b>10月調査</b> (物価資料10月号)	<b>11月調査</b> (物価資料11月号)	<b>12月調査</b> (物価資料12月号)	<b>1月調査</b> (物価資料1月号)	<b>2月調査</b> (物価資料2月号)
その他改定事項				苗木単価		

※全ての改定基準日について、労務・資材単価表（土木建築部）の単価を引用している。

( 空 白 )

## 施工パッケージ型積算方式における単価の算出方法 《山口県森林土木設計積算システムの場合》

### H25.10 山口単価

= 1357.9 ← 標準単価

$$\begin{aligned}
 & \times \left\{ \left( \frac{1.88}{100} \times \frac{38,200}{38,200} + \frac{0.54}{100} \times \frac{10,800}{10,800} + \frac{0.53}{100} \times \frac{11,700}{11,700} \right) \times \frac{3.52}{1.88+0.54+0.53} \right. \\
 & + \left( \frac{2.39}{100} \times \frac{13,600}{14,000} + \frac{1.47}{100} \times \frac{15,500}{17,300} + \frac{1.44}{100} \times \frac{15,500}{17,300} + \frac{0.53}{100} \times \frac{18,500}{19,100} \right) \times \frac{6.96}{2.39+1.47+1.44+0.53} \\
 & \left. + \left( \frac{86.53}{100} \times \frac{10,500}{10,500} + \frac{2.49}{100} \times \frac{88.5}{88.7} + \frac{0.41}{100} \times \frac{116}{106} \right) \times \frac{89.52}{86.53+2.49+0.41} + \frac{100-3.52-6.96-89.52}{100} \right\} \\
 & = 1357.9 \quad \times \quad \boxed{0.99570240785183\dots}
 \end{aligned}$$

※ 0.99570240785183... 内の計算結果  
⇒ 『端数処理はありません』(ただし、桁数についてソフトの計算上の限界あり)

=1352.064299622... ← ※ 標準単価 × 補正係数 の計算結果  
⇒ 『有効数字4桁とし、5桁目以降切り上げ』  
(小数点以下4桁までの数字で判断)

=1352.0643 ← ※ このシステムでは、小数点以下4桁(5桁目四捨五入)までの情報を持ちます。

= 1353 (円)

↑  
※ 有効数字4桁とし、5桁目以降切り上げ

※ 「施工パッケージ型積算方式標準単価表(PDFファイル)」参照  
URL: [http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme\\_sekop.htm](http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)

例) 標準単価 × 補正係数 の計算結果

① 1234.5678 の場合 ⇒ 1 2 3 5 円

② 1234.00005 の場合 ⇒ 1 2 3 5 円

(小数点以下5桁目の『5』を四捨五入し、  
小数点以下4桁目が『1』となるため)

③ 123.40012の場合 ⇒ 1 2 3 . 5 円

④ 98.760054の場合 ⇒ 9 8 . 7 7 円

(小数点以下5桁目の『5』を四捨五入し、  
小数点以下4桁目が『1』となるため)

( 空 白 )

## 工期の設定について

工期の設定については、森林整備保全事業設計積算要領第9及び森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い9を遵守するとともに、土木工事の工期設定にあたっては、「土木工事における適正な工期設定の考え方（山口県土木建築部）」により、「工期設定支援システム（山口県版試行）」等を活用して、積み上げ法により算定することを原則とし、実態に合わせて適切な工期を設定する。

なお、治山林道事業の直接工事費1億円未満の工事については、下記「工期算定表」を用いて算定しても良いものとするが、過去の同種・類似工事（県発注工事等）の実際に要した工期と比較し、工期の妥当性を確認のうえ使用すること。

### (1) 治山事業（溪間工事・山腹工事・地すべり工事・海岸工事）

工期算定表

直接工事費	工 事 別	標 準 工 期	
		海岸等平地部の工事	山間部の工事
3,000	千円以下	102	116
5,000	〃	121	136
10,000	〃	144	161
15,000	〃	167	186
20,000	〃	185	204
30,000	〃	204	224
40,000	〃	225	246
50,000	〃	242	264
60,000	〃	256	279
80,000	〃	274	297
100,000	〃	295	318

備考 1 植栽を含むものについては、別途に算定するものとする。

(2) 林道事業（保安林管理道等開設・改良工事を含む）

工期算定表

直 接 工 事 費	標 準 工 期	備 考
300 千円以下	52	
500 "	67	
800 "	78	
1,000 "	87	
1,500 "	97	
2,000 "	109	
3,000 "	122	
5,000 "	142	
8,000 "	166	
10,000 "	185	
15,000 "	206	
20,000 "	230	
25,000 "	250	
30,000 "	267	
40,000 "	289	
50,000 "	314	
60,000 "	335	
80,000 "	362	
100,000 "	393	

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて  
 (平成 11 年 7 月 1 日付け 11-13 林野庁指導部長・国有林野部長通知)

## 通勤補正について

地理的条件により、施工箇所と同一県内における最寄りの市町役場から現場事務所等の労働時間の開始地点となる労働者の集散場所までの往復に相当の時間を要する場合は、その時間に対応して歩掛を補正することができる。

### 1. 通勤補正の対象とする工事

最寄りの市町役場から現場事務所等の労働時間の開始地点となる場所までの通勤に往復 90 分以上を要する箇所の工事とする。

なお、通勤の起点は、地域の実情に応じて設定することができるものとするが、最寄りの市町役場とは入札参加者の地域指定内の本所又は総合支所（総合事務所等）を標準とする。

### 2. 補正方法

受発注者間の協議により補正が必要と認められる場合、下記に示す補正式により算出された補正係数を労務単価に乗じる。

なお、市場単価及び土木工事標準単価に本補正は適用しない。

$$K = 1 + T / 480$$

K：補正係数（%、小数第 3 位四捨五入）

T：90 分を超える通勤時間（分）

※ T = 所要通勤往復時間（分） - 90 分

### 3. 通勤所要時間の算出方法

通勤所要時間は、通常の通勤経路の所要時間とし、通勤距離を標準速度で除して算出する。

なお、標準速度は実際の交通状況を加味して決定することとするが、標準的な速度を下記に示す。

車両標準速度表	
道路規格	標準速度
2 車線の舗装道路	時速 50 km
1 車線の舗装道路	時速 30 km
未舗装道路（砂利舗装含）	時速 20 km

※林道は設計速度、構造等を参考に速度を設定すること。